

令和元年9月第2回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 令和元年10月9日 午前10時14分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之

・連 絡 員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日野原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代
教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	水 村 幸 男
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須賀澤 勲

主		査	嘉	瀬	順	子
主	査	補	吉	井	博	貴
主	任	主	事	村	山	のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

令和元年10月9日（水）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第18号から議案第20号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

○議長（鈴木広美君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第18号から議案第20号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、契約案件2件、令和元年度八街市一般会計補正予算の3議案でございます。

議案第18号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてでございます。この工事につきましては、一般競争入札の結果、日本装芸株式会社千葉支店が4億920万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてでございます。この工事につきましては、一般競争入札の結果、株式会社八光電気工業が1億4千520万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。今回、追加提案いたしました補正予算は、八街市一般会計補正予算第5号の議決後の見込額に1億3千922万3千円を増額し、歳入、歳出の予算の総額を220億1千594万9千円とするものでございます。これは、台風15号により被害を受けた小・中学校、幼稚園、保育園及び給食センターの施設修繕費や、道路や水路等の復旧に要する経費、クリーンセンターに保管している災害廃棄物の処理費、不測の事態に備え、予備費を増額計上するものでございます。

歳入につきましては、地方交付税2千994万4千円、国庫支出金4千103万円、県支出金108万7千円、寄附金619万円、繰越金4千897万2千円、市債1千200万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費7千486万2千円、災害復旧費2千450万円、予備費3千986万1千円を増額するものでございます。

以上で、提案いたしました追加議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第18号から議案第20号に対しての質疑通告は、本日、午後1時までには通告するようお願いをいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう特にお願いをいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、改革クラブ、桜田秀雄議員の代表質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、改革クラブの桜田秀雄です。

まず最初に、台風15号対策、皆様、ご苦労さまでした。

早速質問に入らせてもらいます。

まず1点目、市議会議員選挙についてお伺いをいたします。

まず1点目、低迷する投票率の原因と、その対応策についてお伺いをいたします。

8月25日の八街市議会議員選挙、選挙結果を受けて、新たに議員となりました新見議員とともに改革クラブを結成させていただきました。改革クラブは会則の中で、勉強会や研修、市民との対話などを通じて、住民の福祉の向上に寄与するとともに、活動にあたって、発言や意志の決定等の自由をうたい、会派拘束は一切行わないことを明記してございます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

今回の選挙にあたり、選挙管理委員長は、投票率が心配でたまらないと、夜も眠れないんだと、こういう発言をされておりました。投票率は結果として、38.05パーセント、前回比と比べても5.6パーセント少ない結果に終わってしまいましたけれども、この低投票率と今後の対応策について、お考えがあればお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

今回の市議会議員選挙に限らず、各選挙において、全国的に投票率が低い状況となっております。さきに行われました参議院議員通常選挙におきましても、衆議院選挙を含め、全国規模の国政選挙として過去2番目の低さとなっております。

今回の千葉県全体の投票率が45.28パーセントで、前回は6.74パーセント下回っている状況でございます。また、本年度に入りまして、統一地方選挙をはじめ、県内各市で市

議会議員選挙が実施されましたが、本市を含め20市で選挙が行われ、18市において投票率が前回を下回っております。

報道によりますと、参議院選挙に投票しなかった理由としましては、予定があった、時間がない、投票したい候補・政党がない、選挙や政治に興味がない、投票しても変わらないなどの理由が挙げられております。

本市の選挙でもさまざまな理由が考えられますので、現在行っております啓発活動を継続するとともに、投票率向上のため、調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

確かに、今説明がありましたように、全国的に投票率については下がっている現状があると、こういう状況でございますけれども、今回の八街の市議会議員選挙、特に喜望の杜団地がありますけれども、ここは比較的若い人たちがお住まいの地域でございます。この辺については、得票率が20パーセントを切ったと、こういうふうに私は理解をしておりますけれども、あまりにも投票率が低過ぎるんじゃないかなと。いろいろお伺いをしたら、なかなか投票所がわかりにくいとか、投票所が遠いとか、いろんな声を承りました。そうした意味で、今後、その辺についても検討できないかどうか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

さまざまな要因があると思いますので、今後調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしく検討していただいて、対応策を考えていただきたい、このように思います。

柏市は、例年、ずっと八街市と同じ日に選挙をやってまいりました。今回は柏市の方は、いわゆる暑さ対策も含めまして約1カ月ほど繰り上げて行われました。柏市は、定数が36人に対して12人のオーバー、こういうことで行われました。

また、さきの統一地方選挙では、佐倉市では14名、山武市では9名オーバーという状況の中で選挙戦が行われております。議員のなり手がなかなかいないと、こう言われている中で活発な選挙戦が戦われております。

それに比べますと、八街の選挙は、当初から無投票がうわさをされ、今回当選をされた新人の立候補者で何とか選挙戦に持ち込むことができました。立候補者すらいらないという、この現状、これについてはどのように理解をされているか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

今回の選挙につきましては、定数20のうち、21人の立候補という形となっております。その辺につきましても、今後検討する課題ではないかと考えております。ですから、今後それについても研究していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

選挙管理委員会の中でもいろいろ議論をしてほしいと思うんですが、私は、この要因というのは、議会側、議員側、これに大きな比重があるんじゃないかなと、このように感じております。

先般、成田市議会について、とんでもない地方議会ということで、今、新聞紙上、あるいはマスコミで大騒ぎをしております。問題を提起したA議員、この方は鋭い感性をお持ちの議員でございます、例えば、これは女性の議員でございますけれども、一人で世界の旅をして歩く。あるいは、亡き市原悦子さんに見出されて、テレビドラマ「家政婦は見た」などにも出演をされております。また、多様性、これについてすごい関心をお持ちの議員でございます、私も大変に尊敬をしている。私の娘ほどの年齢ではございますけれども、尊敬をしております。

さきの八街市議会議員の選挙でも、私の選挙がたまらないということで、連日、私の宣伝カーに乗っていただきまして、マイクを握って応援をしていただきました。また、ブログで今回の件、あるいは今、山梨県で行方不明のご両親も選挙スタッフには入っておりますので、大変に今心を痛めている、こういう状況でございます。

私もこの報道を見て、大変びっくりしたんですね。というのは、実は9月4日、成田市議会の一般質問を傍聴に行ってまいりました。この議員の環境問題に対する答弁の中で、成田市は環境に優しい成田市を作るために、会議などではペットボトルでの飲料水の提供はやめますと、こういう方針をとっておられます。また、これは市民についても呼びかけてまいりたい、このように答弁をされておりましたので、大変感心をして帰ってきたわけでございます。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。私見を申し上げる場ではございませんので。

通告に沿っての質問をお願いいたします。通告の内容に沿って質問をお願いいたします。

○桜田秀雄君

まず、選挙経費、公費についてお伺いをいたします。今回の選挙から政策チラシが解禁になり、税金で賄う選挙公費の負担も増えまして、候補者一人あたり、上限で102万ほどになっていると思います。この中でも選挙ポスターの作成経費は、上限で約40万円でございます。台風15号の影響などで大変忙しい中、決済事務に当たられたと思いますけれども、選挙経費、選挙公費について、その概略についてお尋ねをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

市議会議員選挙の選挙経費につきましては、当初予算で4千946万6千円を計上しており、そのうち、公費負担分として1千968万5千円を計上しております。

支出額につきましては、まだ請求が来ていないものもございますので、概算金額となります

が、投票管理者等の報酬として95万1千400円、職員の時間外勤務手当が506万2千635円、ポスター掲示場の設置場所提供者謝礼として22万6千円、啓発用消耗品や選挙公報印刷費として283万7千812円、投票所入場整理券等の送料として184万5千720円、ポスター掲示場設置撤去業務等が789万708円、投・開票所備品借上料等が505万1千100円、八街中央中学校体育館電源設置工事が56万8千80円、選挙公営費負担金等が1千199万2千507円で、3千642万5千962円の支出見込みとなっております。

○桜田秀雄君

大変忙しい中、取りまとめにあたっていると思うんですけれども、選挙経費、選挙公費について、これは市の公文書公開条例、これで請求をすれば、どなたでも見ることができるわけでございますけれども、それでもやっぱり市民の皆さんは、自分で手数料を払って見なければいけません。結構な手数料になってしまいますので、これは例年、選挙公費と選挙経費について、一覧表に取りまとめて配布をしていただいておりますけれども、今年もお願いできるでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

今回につきましても実施したいと考えております。

○桜田秀雄君

市民の負担にならないように、よろしくお願いします。

ここに、平成19年7月31日でございますけれども、岐阜県山県市の選挙公営制度に関する不正請求問題調査報告書というものがございます。また、八街市では、平成20年6月6日に公表されました「八街市職員措置請求」、いわゆる監査報告書がございます。選挙ポスターについて、私が当選した平成19年の選挙では、過半数を超える皆さんが、ポスター作製に52万5千円かかりましたと、こういうことで、当時の上限額でございます38万7千273円を請求しておりました。

その後、私が毎回こういう質問をしておりますので、ある政党では、その次の平成23年の選挙、これでも約半額の22万5千円に削減をされました。そして、平成27年の選挙では19万2千円にまで削減をされております。ご存じのように、市長も大変努力をされまして、17万円台でポスターをお作りになっている。こういうことで、いわゆる税金は原資であるということが広く皆さんに理解をされてきている、このように感じているわけでございます。

平成19年の選挙後、選挙公費の問題で、現在の成田市のように、大変八街市も揺れました。テレビ放映、あるいはマスコミ報道等がございました。ときを同じくして、岐阜県山県市でも八街市と同様の事案が発生をして、7名の議員が辞職をする、こういう騒動に発展をいたしました。その手口は、選挙ポスター作成経費の中に、禁止されている名刺、あるいはリーフレットの印刷代等も含まれて請求をしたと、こういうやり方でございます。

八街市でも、中には現金そのものをキックバックを受けたという議員もいたそうでございます。八街市でも某議員のように、直接印刷業者から印刷を受け取るという候補者もいたとお

伺いをいたしております。

行政の対応として、山県市長は、市民の通報を受けて、行政自らが襟を正そう、こういうことで、弁護士3人からなる調査委員会を立ち上げました。そして、選挙ポスターの市場価格、私もこの議会で何回もお願いをしております。やはり上限が高過ぎるからいろんな問題が起こるんだから、市場価格、ポスターは幾らぐらいでできるんだと、その市場価格を調査して、適正な価格に変えるべきではないか、こう主張しておりますけれども、山県市ではそうしたことをやりまして、結果として、570円から約750円でポスターはできる、こういう結果が出ましたので、その差額について各候補者に対して、市に返しなさいと、こういう結果が出ているわけです。そして、議会の方も大変市民の皆さんを騒がせてしまったと、そういうことで、議会発議によって選挙公費制度そのものを廃止に踏み切りました。

一方、八街市では、市民団体から、いわゆる「住民監査請求」を受けまして、監査委員が対応したわけでございますけれども、結果として、関係した5議員から5万2千500円が返還をされ、市の損害はこれでなくなったと、そういうことで、監査委員は請求そのものを却下すると、こういう判定を下されました。要するに、調査の結果、5名の議員から5万2千500円を返還すべき理由は認められるけれども(聴取不能)

○議長（鈴木広美君）

桜田委員に申し上げます。質問内容がわかりませんので、質問の方をお願いいたします。

質問の内容がよくわかりませんので、質問の方をお願いいたします。

○桜田秀雄君

だから、不信感がどこから来るのかという、その内容についての今説明を行っております。よろしいですか。

○議長（鈴木広美君）

なるべく質問の方を明確に、簡潔をお願いいたします。

○桜田秀雄君

市民から見ると、本当にこれはわかりにくいなと、私も思うんですね。私もわかりません。やはり実態に即して、ポスターの価格を改定していくべきだと思うんですが、選管はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙運動ポスターにつきましては、前から答弁しているところですが、認められた範囲の中でさまざまな工夫を凝らして作成をされておまして、サイズなど一部を除き製作の基準がないこと、印刷業者の規模など、また技術力、印刷の方法などにより単価が異なることから、市場調査を実施し、適正価格を設けることは困難であると考えますので、現時点では、千葉県及び県内地区と同様に、公職選挙法の規定におけます国政基準に準じた基準であります上限額を改正することは考えておりません。

○桜田秀雄君

本当にわからないんですよ。これは市民の税金でやっていますから、皆さん本当に、上限

が本当に高過ぎるから、私はいつも言っていますけれども、補助金でも何でもそうですけれども、飛び抜けた価格、上限額を設定すれば、利用する方は、目いっぱい請求してみようかと、もらえるものはもらってやろうじゃないかと、使えるものは使っちゃおうと、そういう意識が働くのがやっぱり人間なんですよね。それをやっぱり本来は、こういう使う方の常識に任せたいんですけれども、そうはいかないのが世の常でございますので、やっぱり一番いいのは、やはり上限額を適正な価格に引き下げる、これがやはりベターであると私は考えるんですが、再度選挙管理委員会事務局長、お願いします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

先ほども答弁いたしましたけれども、現時点では千葉県及び県内地区と同様に、公職選挙法の規定に基づく国政選挙に準じた基準であります上限額を改正することは考えておりません。

○桜田秀雄君

ある会議でそういう話をしましたら、議会でそういう話はしちゃいかんと、そういう話がありました。ポスター請求事件については、皆さんも、職員の皆さんも頭の中にあるわけでございますよね。公金の使い方、これをやはり皆さんで正していかなければいけない、このように考えています。

今日は、災害問題も絡んでおりますので、この辺でやめておきますけれども、次に、各審議会についてお伺いをいたします。

各審議会等の現状、審議会等の数、委員数、公募委員、女性委員の数、会議の公開状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「地方自治法第180条の5」に基づく委員会及び「地方自治法第202条の3」に基づく審議会等の附属機関の数は、令和元年5月1日現在、38機関ございまして、委員数は380名、そのうち公募委員は8名、女性の委員は75名在籍しております。

また、会議の公開状況については、審議会等の附属機関の役割が、その担任する事項についての調停、審査、審議、または調査等でございますので、一般公開が適当ではない、または、なじまない会議が多く存在することから、公開を行っていない会議がございしますが、平成29年度に設置いたしました「八街市協働のまちづくり推進委員会」につきましては、原則、公開にて会議を開催しており、平成29年度から本年9月までに傍聴可能な会議が9回ございまして、そのうち2回について傍聴希望があり、それぞれ1名の傍聴がございました。

そのほか、附属機関ではございませんが、会議の公開を実施している協議会等もございまして、一例を紹介いたしますと、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他、旅客の利便性の増進に必要な協議を行う「八街市地域公共交通協議会」におきましては、平成30年度に2回、令和元年6月に1回の会議を開催し、「八街市地域公共交通協議会傍聴規定」に基づき、先着で10名以内の傍聴を市ホームページによりお知らせしたところ、そのうち2回について傍聴希望があり、あわせて18名の傍聴がございました。

○桜田秀雄君

各種審議会等、これについては、議員の参加というものは、平成22年か平成23年頃だったと思いますけれども、法令以外のものには参加をしない、いわゆる市長の政策形成段階に議会は介入をしない、こういうことで議員を引き上げております。

現在、議員が各審議会等に入っている、こういう状況はないですね。

○総務部長（大木俊行君）

現在はありません。

○桜田秀雄君

市民参加、あるいは協働の街づくりを進める上で、協働条例もできましたけれども、公募委員、これの役割というものはやはり大変大きいものがある、このように考えております。

今、市長から答弁がありましたように、公募委員の数も公表されましたけれども、いわゆる今、女性委員、公募委員を増やさないで、こういう指導がなされていると思うんですが、その辺について八街はどの辺の目標を立てて、そして、現在どのような状況なのか、わかればお伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

ただいまの女性の登用率につきましては、19.7パーセント、先ほど市長が答弁したとおり、380人の総数のうち75名ですので、19.7パーセントの方が女性ということでございます。

これにつきましても、「八街市協働まちづくり条例」の中で、市民の参画推進を進めておりますので、女性の参画についてもなおさら進めていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

ある市では、女性議員の公募を50パーセントを目指そうと、こういうことに取り組んでいる自治体もございます。選考について、これは1つの人事でございますから、大変難しいところがあるかと思うんですけれども、数ある審議会、今、380ほどあるということでございますけれども、いわゆる複数の審議会に属している委員さん、これは大分いるんじゃないかと、私の目にはとまっているんですけれども、その辺についてはどのような状況になっているか。

これは、各種審議会は原則というか、問題は審議会の委員が議論をして、物事を市長に提言していく、内容に応えますけれども、その原案についてはやはり事務局が携わっているわけでございますから、やはり頼まれて審議会の委員になって、あっちこちの委員会に顔を出す、こうなりますと、どうしてもやっぱり顔出し委員、こういうふうになっておりまして、建設的な意見はなかなか聞かれないのではないかな、このように思うんですね。そうした観点から、現状はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

委員の公募につきましては、「八街市協働のまちづくり条例」及び審議会等の委員の公募に関する規則にのっとりまして、広く公募しております。ですので、なるべく偏らないような

形で委員さんの方を決めていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

やはり複数の審議会等に参加をしている状況はどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ございませんが、今のことにつきましては把握しておりません。

○桜田秀雄君

私は、これからは本当にこの審議会を本当にうまく利用して、市長のブレーンは市民だと、こういうふうにしていくべきだろうと私は思うんですね。周りの一部のブレーンだけがやっぱり市長に政策提言をしていくと、今のように関連でもないですけれども、いろんな問題が起こってきますし、市民の声も反映できない、このように私は考えております。

例えば柏市では、事前に、いわゆる無作為で市民を選んで、例えばこの審議会に10名といたら10名ということで、定数が3名であれば10名ぐらいを選んでおいて、今の裁判制度じゃないですけど、改選期になるとその方に電話をして、この審議会に入っていただけませんか、というお話をしているそうです。中には私は無理ですよと言えば、次の方、次の方と送って行って、審議会の委員になってもらっていると。

こうなりますと、やっぱり市民の声を公平に行政に反映できるのではないかなと、このように思っているんですけれども、今は、八街の場合は条例の中で、市長を含めて部課長とかいろんな人が、こういう人と人選をします。あるいは公募については、あくまでも公募ですから、市民からの公募を受けて人選をすることになっておりますけれども、そうした公募委員の選出の方法について、今後見直す考えはないかどうかをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

この件につきましては、先ほど私の方から、「八街市協働のまちづくり条例」の中での市民等の参画推進ということで、市は政策等の立案から実施及び評価までの過程において、市民等の参画を求め、これを推進するという形で、条例という形で決めています。

それから、審議会等の委員の公募につきましては、規則で決めていますので、これにのっとって推進しております。今言われたところにつきましては、今後の検討課題かなというふうに考えております。

○桜田秀雄君

先ほど答弁の中にもありましたように、平成29年にまちづくり条例、これが作られました。この中で定員の中に、第2条ですか。いわゆる市内に居住する人、あるいは市内で働く人、または学ぶ人、こういうふうになっているわけですが、次に、補助金団体と議員の関わりについてお伺いをいたします。

特定指定業者や補助金団体等の役員等が議員になると、行政の公平性、これについて疑われることになります。議員は当選後、議員の兼職に関して誓約書の提出が義務付けられておりますけれども、法的に規制をされているものも含めて、行政の公平性を疑われるようなこと

は、やはり議員としてすべきではないだろうと、私は考えているんですが、その辺の問題について、現状で問題はないと私は思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の補助金交付団体におきましては、地方自治法及びその他の法令の規定による地方公共団体の議会の議員の兼職してはならない団体等の職はございません。よって、おのおのの団体の規約等で規定されている以外は、兼職は可能であると考えております。

○桜田秀雄君

確かに法律で議員の兼職禁止がうたわれています。これに抵触すれば、当然議員の身分を失うわけですから。

一方、行政は、今いろんな事業を、昔で言えば民間委託みたいな形で特定業者に委託をする、こういうこともどんどん増えているわけですから、その辺についてはやっぱり厳しく監視をしていかないとはいけないのではないかなと、このように思うんですね。

1点、協働の街づくりの関係でお伺いしたいんですが、定員の中に、先ほど申し上げました。これから未成年者も審議会にどんどんとやっぱり取り組んでいくべきだろうと、高校生、中学生、小学生でも、子ども議会を見ていると、本当にすばらしい意見が出ておりますので、そうした皆さんも審議会委員に私はしていくべきだと思うんですが、これはまちづくり条例の中では可能なんですか。

○総務部長（大木俊行君）

現在の条例の中ですと、そこまでの規定がございませんが、今言われたとおり、若い世代の方々のご意見等につきましては、やはり貴重な意見だと思っておりますので、この辺も取り入れる形で検討させていただきたいと思っております。

○桜田秀雄君

確か条例の中で、八街市で学ぶ人というのが入っていますから、これは可能なのかなと理解をしていたんですが、その辺についても今後きちっと整理をして、必要な委員会には、こうした子どもも含めて委員になってもらおうと、こういうことを検討していただきたいと、このように思います。

次に、台風15号に関してお尋ねをいたします。

災害時における防災無線の有効活用についてでございますけれども、台風15号に関して、情報の不足、これを問題視する市民が大変多くございました。防災無線の活用について、今回、台風15号の中で有効に活用されたのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の情報伝達方法は、防災無線、やちまたメール配信、市ホームページを活用しております。

今回の災害時には、一時、全ての情報伝達手段が失われるなど、想定外の事態に見舞われま

した。特に防災無線におきましては、停電区域において、子局のバッテリーが枯渇するなど、十分な情報が市民の皆様には届かなかったことから、市では、停電区域の皆様に対し、広報車や消防団に配備している消防車による広報を実施いたしました。広報車の不足等、十分な情報伝達が行えなかったものと考えております。

また、災害対応中の防災無線の放送内容につきましては、市民の皆様へお知らせする給水場所等の災害関連情報が多かったため、その放送を最優先に行ったところでございます。

今回の災害を踏まえ、今後、災害時に強い情報伝達方法を十分検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市長答弁の中で、いわゆるバッテリーがなくなったという話がありました。車で言えば、走っていてガス欠だと、こういう状況ですね。これは、私はあつてはならないことではないかなと思うんですけれども、この辺はどうしてこうなったのか、その辺についての反省点とか、そういうことはございますか。

○総務部長（大木俊行君）

今設置されております防災無線の子局のバッテリーですが、これは24時間のバッテリーを積んでおります。確かに今回は、長期間の停電によりまして、子局のバッテリーが上がってしまったということで使えなくなってしまったと。ただ、今回は1週間、長いところで2週間停電しておりますので、この2週間に対応できるバッテリーは、はっきり言ってありません。今、72時間用のバッテリーに切りかえようというふうに考えてはいるんですが、大体おおよそ7千800万円程度の費用がかかる。ただ、これで今の柱に72時間バッテリーを追加できるかどうかというのを、ちょっとまだ現場に確認がとれていませんので、設置が可能かどうかわかりません。

それと、バッテリー以外のものでいくと、例えばソーラーというものもあります。ただ、ソーラーですと、1機あたり1千万の費用がかかるということで、今、うちの47機ですと4億7千万がかかる。ただ、ソーラーにつきましても、必ずそれが今の柱に付けられるというものではないということで、全面的な改修が必要だろうというふうに言われております。

そういうことを考えていきますと、今の防災無線のあり方自体を考えないといけないのかなというふうに考えております。ある程度幾つか案はありますが、それはまだ今検討中ですので、今の防災無線のあり方自体を変えるというふうには考えております。

○桜田秀雄君

私は、住まいは大東区でございますけれども、事務所は6区にございまして、僕の事務所の隣はもう崖下ですけれども、東金市です。200メートルぐらい離れたところがもう山武市と、こういう三角地帯にありまして、防災無線が3つの町から聞こえてくると、こういう地点にあるんですね。

災害の中で、何か八街は、よその市は生活支援とかそういうのも細かく放送されているけれども、八街はなかなかそういう踏み込んだ放送がなくて、どうしたのかなと思っていたので

ございますけれども、そうした意味の中で、災害対策本部の中で、今、市長の一部答弁の中にありましたけれども、放送について、中には市民からの苦情があるので、防災無線の使用を自粛していますと、こんな話も聞こえてまいりましたけれども、その辺は事実なんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今言われた内容でいきますと、例えば検診の中止であつたりとか、そういうものの放送をしたときに、かなりの方からのご意見というんですかね、今そういうことを流す状態ではない、逆に台風に対する内容を流していただきたいということで、例えば給水所の開設であつたり、災害ごみの受け入れであつたり、備蓄倉庫の開放であつたり、小・中学校、幼稚園の休校・休園であつたり、こういうものの情報を流しております。

今言われた苦情というか、ご意見はかなりの方からいただいているのは確かでございます。

○桜田秀雄君

現に、そういう説明も議会の方に対してちらっとあつたので、これはいかんぞと。何のための防災無線なんだという、そういう考えを持ったわけですがけれども、災害時の情報提供によつては、やはり生死を分けるような重大な結果をもたらす場合もございます。

また、災害発生時のさまざまな支援活動の内容を的確に市民の皆さんに提供する、こういうことをやっていると、市民の皆さんもある程度心配を和らげ、復興への大きな支えにもなるわけでございますから、そのような発想で、これから防災無線を有効活用していただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、佐倉市では、今、防災無線についての見直しの話もありましたけれども、佐倉市は面積が103平方キロメートル、これで防災無線は111カ所ございます。山武市は146平方キロメートルで125カ所の防災無線。これに比べて、八街市は74平方キロメートルで46カ所、こういうことでございまして、数から見ると極端に少ないのではないかと、それもやっぱり聞き取りにくい状況にあるのではないかと、このように思っているわけですがけれども、先ほど、総務部長は見直しについて触れられました。概略で結構ですけれども、どのようなことを考えているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今、防災無線の数を増やせばというお話がありましたが、今回の台風でおわかりのように、強風が吹くと防災無線が聞けない状態でした。ですので、防災無線自体がどこまで活用できるのかというのは、また難しいところでございます。

私が考えているのは、今、防災無線の内容と同じものが聞けるフリーダイヤル、それから、あと防災メール、これは全く同じものが流れます。今、防災メールを登録されている方がかなり少ないということです。防災メールのまず登録を増やしていきたいと。それから、あとフリーダイヤル、これは同じことが聞けますので、こちらを勧めていきたいと。

もう一つは、各個別の受信機を配布するという方法もあるんですが、これについては概略でいくと、大体全世帯に配ると15億から20億かかると言われております。これを設置した

場合、かなり音がうるさいという形で、ボリュームを絞ってしまう方がかなり多くいらっしゃるということも聞いておりますので、八街市としては防災メール、それからフリーダイヤルを推進していきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

リサイクルショップなんかに行きますと、たまに防災無線が売りに出されているんですね。いろんな町の防災無線が。いろんな事情があるんでしょうけれども。やはり防災無線を聞き取りにくい、あるいは聞き逃した、こういう場合に、僕らの年代は、若い人は今ネットで、スマホで、いろんな情報をとれると思うんですが、我々はやはり市に電話をして確認するのが一番安心するんですね。

そうした意味で、日頃から本当は冷蔵庫あたりに書いて、それを貼っておけばいいんですけども、そういう緊急箇所を。これを例えば皆さんのご家庭にも、いわゆる水道業者が小さなマグネットにして、水道が破裂したときはここへ電話くださいと、そういうマグネット板を投げ込まれていて、うちなんかも冷蔵庫に何枚も貼ってあるんですよ。そういうのがありますけれども、最低限のそういう必要箇所を電話に入れて、そういうマグネット板を配布していただけないかなと、そう思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

マグネットで配布するという方法もあると思いますが、まず、今できることからすぐやろうということで、今月15日号の広報やちまたで、毎月15日号に、フリーダイヤルから防災メールの登録の仕方等を載せていくと、毎月1回載せるというふうに決定しておりますので、こちらでまず試してみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時13分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に続き会議を続けます。

○桜田秀雄君

次に、災害発生時のホームページの切りかえについてお伺いをいたします。

災害発生と同時に、各市町村ではホームページのトップ画面、これを切りかえると。そして、そこを広げただけで災害情報が見られる、こういうふうになっている自治体もございました。八街も途中から見やすい画面に切りかわったと思うんですが、災害時には、やっぱりアクセスのしやすいように、ホームページのトップ画面、これを切りかえてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害情報につきましては、市のホームページ、防災行政無線、防災メール等を含め、さまざまな手段により、広く市民の皆様へ情報をお届けしました。八街市のホームページでは一面に「重要なお知らせ」として災害に対する各種情報をリアルタイムで市民の皆様へ提供したところでございます。

ご指摘のホームページの切りかえということでございますが、今回の災害を検証しつつ、ホームページを含め、より市民の皆様方にわかりやすい情報伝達手段について検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市民の皆さんは19号を間近に控えて、情報の提供、これを一番求めていますので、よろしくお願いします。

次に、外国人にもわかる災害情報の発信について。市内には多くの外国人がお住まいでございます。災害時には、こうした皆さんが災害弱者ということにもなってしまいますけれども、今回の台風15号に関して、どのような対応策をとられたのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害情報については、ホームページを含め、さまざまな手段により情報発信をしたところでございます。外国人の方にもわかる情報の発信ということでございますが、ご承知のとおり、本市のホームページは昨年7月より、外国語にも対応しておりまして、パソコンでもスマートフォンからでも閲覧できるようになっております。また、今回の災害にあたり、庁舎玄関には英語の貼り紙を用意して、給水情報等の情報提供をしたところでございます。

なお、現在、千葉県国際交流センターでは、県内の在住外国人による生活上の悩みなどに広く応じ、安全で快適な生活を支援するため、外国語対応の外国人相談を実施しておりまして、本市のホームページからも外部リンクでつなげて周知を図っております。

いずれにいたしましても、外国の方も含めた情報発信のあり方については、今回の災害の検証を踏まえ、引き続き検討し、改善に向けて努力していかなければならないと考えております。

○桜田秀雄君

次に、関連するわけでございますけれども、ごみ袋の多言語表記について。ごみ袋の多言語表記について、現在今、英語で書かれているかと思うんですが、日本語と英語ですよね。ごみ出し日以外にごみを出すなど外国人の皆さんに言っても、なかなかやはりその内容がわからないと、これはやっぱり無理であろうと、そういうふう理解するんですね。

そうした意味で、外国人にもわかるように、ごみ袋に多言語、スペースもございますけれども、表記をしていくべきではないかなと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市指定ごみ袋につきましては、表側に日本語と英語で表記したものを、製造会社と協定書を締結し、小売店で販売を行っております。なお、本市に転入されました外国の方々には、市民課の窓口におきまして、分別方法などを英語・中国語・韓国語で表記した資料を作成いたしまして、配布を行っております。

また、「ごみカレンダー」につきましては、英語表記の「ごみカレンダー」を作成し、市役所の受付に設置いたしますとともに、問い合わせのあった外国の方々へ随時配布を行っているとごさいます。

今後、市指定ごみ袋の英語以外の多言語表記につきましては、多言語表記を行っております近隣市の指定ごみ袋の表記方法なども参考にした上で、検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

次に、自主防災組織の稼働状況。今回の台風に関して、いわゆる給水活動とか、あるいは携帯の充電とか、いろんなことをやっていた自主防災組織がごさいます。この状況はどのようなのか、内容についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

容弁いたします。

本市には現在、20の自主防災組織が設立されております。今回の台風15号での稼働状況でございますが、長期にわたり停電が続いた各地域におきまして、多くの自主防災組織が活動を実施しております。主な活動内容につきましては、コミュニティセンター等を拠点とし、地域の見回り、各戸訪問による被災状況の確認、給水所・携帯電話の充電所・休憩所の開設、炊き出しの実施、道路や駐車場等の倒木や飛散ごみの撤去、ブルーシートの配布等でございます。

○桜田秀雄君

私は常日頃、議会はやはり50分授業、中学校じゃないですけども、50分やって10分休憩してやっていくと皆さんも熱が入っていいのではないかと、こう主張しておりますので、50分以内におさめたかったんですけども、ちょっとオーバーしてしまいました。

関連質問もあるようでございますので、この辺で終わりにしたいと思うんですが、最後に、台風19号について、どのような対策を考えているかお伺いして、終わりたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

台風19号につきましては、ご存じのとおり、大型のものでございます。12日の土曜日の夕方から13日の未明にかけて最接近、または上陸するのではないかとというふうに言われております。これによりまして、台風15号で傾いている木とか電柱が倒れるのではないかと考えております。これによりまして、また大規模な停電が発生するというふうに予測はされております。

このため、我々はこれから、この会議が終わりましたら、議会が終わりましたら、早急に臨時の部課長会議を開催いたしまして、全職員への応援の依頼、また、その後に災害対策本部

を立ち上げまして、内容について協議いたします。

これによりまして、早急に市民の方々への広報、これは防災無線と広報車を回しまして広報したいと。それから、避難所の設立をすぐしたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、改革クラブ桜田議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

○新見 準君

改革クラブ、立憲民主党の新見準でございます。

各種協議会がございますが、特に高齢者の市民生活の重要な足である公共交通であります、令和元年6月27日の八街地域公共交通協議会の質疑の議事録において、乗り合いタクシーについての質疑がございました。その中で、成田委員が地域交通網形成計画で調査業務を進めている中で、八街市議会で報告しながら進めていくのかと質問しております。会長が検討しておりますが、議会へ直接報告を求められているわけではありません。「議会へ」じゃなくて、「議会から」ということなんでしょうか。「計画策定を進めていく中で、要請等があれば検討していきますが」と議事録に記録されております。

生活環境がよく、住みやすい八街市と考えますが、八街市が発展する上で大きな障害となっているのが貧弱な公共交通網です。そのように考えますと、八街地域公共交通協議会から議会に報告していただき、この問題を早期に解決すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今言われました地域公共交通協議会の中での検討事項につきましては、まだ検討しておりますので、この中で、ある程度の検討内容が出ました時点で、議員の皆様には報告していきたいというふうには考えております。

○新見 準君

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

これで関連質問を終了いたします。

次に、誠和会、木村利晴議員の代表質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

令和元年、改選後初めての議会です。9月定例会におきまして、誠和会の代表質問をさせていただきます。

その前に、9月9日未明に本県を直撃した台風15号、記録的な暴風雨は秒速57.5メートルと、かつて体験したことのないものでした。千葉県全域で大きな爪痕を残し去っていきましました。被害に遭われました全ての皆様にお見舞い申し上げます。また、災害処理にご尽力

くださいました全ての方々に感謝と御礼を申し上げます。一日も早い復興、復旧をされますことを願っております。

では、通告に従って質問させていただきます。

質問事項1、「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてお伺いするものです。「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針」が令和元年8月に出されました。国及び千葉県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むための策定をしたとあります。

国の基本目標が4つ挙げられております。1つ、地方に仕事を創り、安心して働けるようにする。2つ、地方への新しい人の流れを作る。3つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4つ、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとありますが、市の実情を踏まえての取り組みとはどのようなものかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国は、2020年度から2024年度を計画期間とする「第2期総合戦略」の策定を決定し、その基本方針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を本年6月21日に閣議決定しました。

国の第2期総合戦略策定に向けた考え方として、第1期の成果検証を踏まえ、第2期総合戦略では、取り組みを強化するにあたって、第1期の4つの基本目標を変えない方向で、6つの新たな視点、すなわち地方へのひと、資金の流れを強化する。新しい時代の流れを力にする。人材を育て活かす。民間と協働する。誰もが活躍できる地域社会をつくる。地域経営の視点で取り組むとした、新たな6つの視点に重点を置いた施策を推進するとしております。

本市は、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を踏まえまして策定した「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針」に基づき、計画策定を進めている「八街市総合計画2015後期基本計画」と一体化した総合戦略の策定を行います。計画策定はこれからとなりますので、次期総合戦略における新たな取り組みや改善点についてお示しすることはできませんが、第2次総合戦略の基盤となる現計画の4つの基本目標等につきまして説明させていただきます。

初めに、「基本目標1」につきましては、「安定した雇用を創出する」を基本目標といたしまして、基本的方向として、1点目に、地域産業の担い手確保と八街市に居住しながら周辺地域の就業先へ通うスタイルの確立。2点目に、雇用確保のための企業立地の促進を図ることとしております。

次に、「基本目標2」につきましては、「新しい人の流れをつくる」を基本目標といたしまして、基本的方向として、1点目に、観光来訪のニーズをつくる。2点目に、市外からの転入促進を図ることとしております。

次に、「基本目標3」につきましては、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ

る」を基本目標といたしまして、基本的方向として、1点目に、結婚・妊娠・出産・子育てに向けての良好な環境の創出。2点目に、教育環境の充実を図ることとしております。

次に、「基本目標4」につきましては、「安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を基本目標といたしまして、基本的方向として、1点目に、住環境・交通・生活サービスの整備・構築。2点目に、子どもから高齢者までの安全・安心な暮らしを守る。3点目に、地域連携の強化を図ることとしております。

第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、本市の実情や、今ご説明いたしました「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた取り組みを次期総合戦略に活かすため、市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働、メディア等で構成する「八街市まち・ひと・しごと創生本部本部会議及び有職者会議」におきまして、事業効果の検証を行い、PDCAサイクルの手法による改善を図りながら、取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた各種取り組みを推進することにより、本市における人口減少問題や地域経済の衰退問題の打開、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございました。

今、八街市において、若い世代に移住だとか定住を呼びかけておりますが、若い世代に結婚、出産、子育てにおいて安全で安心な町でなければなりません。この中で八街市に欠けていることがございます。出産、分娩のできる産院がまだありません。人口減、そして、少子高齢化に歯どめをかけるには、若い世代を増やし、活気のある八街を取り戻すことが大切なことだと思います。そのためには、八街市内に分娩のできる産院の誘致が必要と考えておりますが、何か具体的な施策を検討されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

平成25年4月以降に、市内に出産できる医療機関がなくなっております。これは全国的に見ましても、子どもと深い関わりのある診療科である小児科や産婦人科が減少の一途をたどっていると。特に産婦人科につきましては、少子化のスピードを上回って減少しているというふうになっております。

本市では、出産予定施設が未定の方で、出産する医療機関についてご相談があった場合につきましては、佐倉市、成田市、千葉市、富里市等近隣の医療機関について情報提供をしております。

市内に産院や産科を誘致することは、本市の少子化問題を解決していく上では重要な要素であるというふうには十分認識しておりますので、出産される方の支援策といたしまして、周辺市町村の産科、産院との連携体制の構築と、安心して妊娠、出産できる相談体制の充実を図るとともに、産院、産科の誘致につきましても、その方策や総合戦略への位置付けについて、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

分娩は非常にリスクの高いというふうに聞いております。今、八街市にも無くなった産院におかれましては、院長先生が高齢化ということで、リスクの高い、そういう分娩はなかなかできないというようなことから判断されたと聞いておりますけれども、これからもそういうリスクの高い作業であります、人が生まれるにあたって、素晴らしい環境を八街市も整えていただければというふうに思っておりますので、今後もご尽力の方をお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

質問事項2、少子高齢化問題において、高齢者の健康増進が不可欠になってまいります。世は100歳時代になってまいりましたが、その高齢者の半分以上が寝たきりでは、長寿国として決して喜べることはございません。元気で長生きし、自分のことは自分でできる、人に頼らないでも生きていける、毎日が楽しく暮らしていける、そんなたくましい高齢者がたくさんいる国が本当の長寿国ではないのでしょうか。それには予防が最も大切なことだというふうに考えております。

茨城県では、異次元の高齢化社会に対応するために、県知事認定の介護予防体操を推進しております。介護予防体操の普及を担う高齢のボランティア、シルバーリハビリ体操指導士が県全域にわたって活躍しております。体操指導士による体操普及活動は、県民の生きがいや身体機能の保持、閉じこもり予防、さらには介護保険の要介護認定者の介護保険料の増加抑制にも効果を挙げております。いつでも、どこでも、一人でもできる体操です。ボランティア活動、仲間作り、身体機能アップ、世のため、人のため、自分のための取り組みでございます。

これをぜひ八街でも取り入れていただきたいというふうに思っていますが、これに関してご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、要支援や要介護状態の予防のため、介護予防運動教室を開催しておりますが、今年度におきましては、より多くの高齢者に参加していただくため、軽い運動を行うこれまでの介護予防教室のほか、エアロビ・ストレッチ教室やフラダンス教室、認知機能低下予防教室など、新たに6講座を加えて開催しているところでございます。

また、市内の10人以上のグループからの依頼により、介護度重度化防止推進員を集会所等へ派遣いたしまして、出張介護予防教室を開催しておりますが、今年度は、推進員の名称を介護予防リーダーと改名し、より多くの依頼に対応できるように、介護予防リーダー養成講座を開催しているところでございます。今回、この介護予防リーダー養成講座を開催したところ、30人の参加があり、今後、より多くの教室の依頼に応えられるものと期待しております。

ご質問の健康体操の普及につきましては、高齢者が健康体操を行うことで、運動習慣の定着

や、ロコモティブシンドロームの予防に効果的でありまして、高齢者が自立した生活を送れるようになれば、将来的には、介護給付費や介護保険料の軽減につながるものと考えております。

今後も高齢者が健康な状態で日々の生活を過ごすことができるように、介護予防教室の充実とあわせまして、高齢者が気軽に体操を行うことが毎日の習慣となるような健康体操につきまして、先進地の事例などを調査、研究してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

茨城県の事業として進めているシルバーリハビリ体操は、道具を使わない。そして、どこでも、いつでも、一人でできます。脳卒中後遺症者や高齢者にも、また、災害時の避難所では、エコノミークラス症候群や生活不活発発病の予防にも活用できますというふうにうたっております。

これからますます増加傾向にあります高齢者医療費を抑制していくには、非常に効果のある取り組みと考えておりますので、この辺も前向きに取り組んでいただきたいというふうをお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問事項3、台風15号による被害について質問させていただきます。今、桜田議員からもるご質問がありましたけれども、各地被災内容について、倒木だとか、停電、断水、食糧不足、その他いろいろとあったと思うんですが、その件に関してお答え願いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現時点では全てを把握しきれておりませんが、9月30日現在の罹災証明書の発行申請が891件、そのうち被害判定済は696件でありまして、全壊2件、大規模半壊5件、半壊6件、一部破損683件となっております。倒木につきましては、約380カ所。停電は一時、ほぼ全ての地域で起きていたと思われまます。食糧につきましては、停電が解消した地域では店舗が営業を開始するなど、移動手段をお持ちの方は危機的状況にはならなかったと考えております。

このため、市では要支援者である高齢者や障がい者を中心に、安否確認を含め、各戸訪問を行いまして、水や食糧の配布を行ったところでございます。

○木村利晴君

今回の台風被害では、東電からの報告も、停電の復旧作業が二転三転しておりました。その要因というのはどのようなことが原因したのか、隠れ停電を含めまして、ちょっと状況報告願えればと思いますが。

○総務部長（大木俊行君）

今回の停電につきましては、高压電線の修理が優先されたということで、9月21日に、本市の場合は停電が解消されたというふうに東京電力から発表されております。しかし、低压電線であったり、各家庭への引き込み線の断線等によりまして、いわゆる表にあらわれない

隠れ停電が存在しておりました。

隠れ停電の把握の仕方ですが、こちらにつきましては、市内の約８割の世帯では、電機メーターがスマートメーターというものになっているそうです。残りの２割の世帯では従来のメーターになっていると。スマートメーターにつきましては、東京電力の事務所の方で通電することによって、ある程度今故障かどうかという判明ができるということがわかっております。従来のメーターにつきましては、その辺ができないということで、これにつきましては、東京電力につきましては、停電されているお宅からの通報、それから、さっき言ったスマートメーターのデータを分析しながら、どこが今通電されていないのかということ把握して修理をしていたというふう聞いております。

なお、八街市の場合ですと、現在は停電していないというふうには東京電力から伺っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

次の質問に行きますが、（２）被害状況なんですが、市の中心部と南部、または北部で被害状況はどのようなものだったのか、地域によってかなりの違いがあったんでしょうか。伺いたいします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の北部及び南部地域では、農作物や農業施設に甚大な被害が発生しておりまして、また、倒木を原因とする停電が長期化したという特徴があると考えております。

本市では、地域を問わず、強風による家屋の損壊や農業被害、停電による企業の生産活動や酪農等への影響及び市民の日常生活での支障が生じたものと考えております。

○木村利晴君

今、酪農に関しても大変な被害があるとお聞きしたんですが、農家での被害として、稲作農家もあります。また、畑作農家もございます。そしてまた、酪農家ですね。この各農家への対応だとか被害の内容、どのような災害が起きたのか、具体的なものがわかれば教えていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風１５号による本市の農作物被害といたしましては、本市の特産物であるニンジン、トマト、里芋、落花生、梨などが台風に伴う強風により、倒伏や落果、大雨による冠水や流出により被害を受けまして、被害金額として約１３億９千万円を見込んでおります。

また、農業関連施設の被害状況といたしましては、パイプハウス、牛舎、豚舎、鶏舎、農業用倉庫などが、強風により倒壊や傾くなどの被害を受け、これらの施設の被害金額として、約４６億円を見込んでおります。

なお、市内の多数のパイプハウスが被害を受けたことから、県内２位の出荷量を誇るスイカ

の作付けにもかなりの影響があるものと考えております。そのほかに、台風による停電の影響により発生した二次的被害として、乳牛が熱中症や乳房炎により30頭以上が死亡している状況であり、被害金額として約2千万円を見込んでおります。また、鶏舎の倒壊や熱中症により採卵用の鶏や食肉用の鶏にも被害があり、被害金額として約8千万円を見込んでおります。

○木村利晴君

これらの被害に関して、今後の支援策について伺いたいします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今後の支援策につきましては、現在、被害の詳細調査とあわせて、災害資金の融資及び施設の復旧に係る補助事業の希望調査を行い、速やかに支援が行えるよう、準備を進めているところでございます。

災害資金につきましては、9月20日に、千葉県農業災害対策資金が発動されましたので、農業者の必要な資金を県、市及び融資機関が協力して、無利子の融資をまいります。

また、国の被災農業者向けの補助事業が発動されましたので、県の補助が決定次第、市の補助を速やかに確定し、パイプハウス等の施設復旧に向けた支援を進めてまいります。

また、その他の支援といたしましては、ハウスなどの農業用の廃プラを、本市におきましては、災害後からクリーンセンターでの受け入れを行ってきたところであります。また、被災ごみの受け入れは10月19日までとしておりますが、農業用被災ごみにつきましては期間を延長し、11月28日まで受け入れを行うことといたしました。

今後におきましても、関係機関と連携しつつ、速やかな支援に努めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当にこれから、絶望感を味わってやる気をなくしている農家さんもかなり多くいるというふうに聞いておりますので、本当に速やかなご支援のほどをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

（3）災害ボランティア活動について伺いたいします。

①災害ボランティアを募集されて、社会福祉協議会の方で募集をされたと聞いておりますけれども、このボランティアの方たちがどのような内容の活動をされたのか。また、どのぐらいの人たちが入られたのか。また、そのボランティアさんはどのぐらいの年齢層の方たちが来られて、災害に対して応援していただいたのか、伺いたいします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の台風15号につきましては、暴風による家屋の被害、長引く停電による断水、倒木等により民間ボランティアの協力が必要であると判断し、市災害対策本部から社会福祉協議会

に対しまして、災害ボランティアセンターの立ち上げを要請したものであります。

災害ボランティアへのニーズが多かったものとしたしましては、ごみやがれき処理が最も多く、次いで、倒木処理などの順となっております。また、災害ボランティアの受付人数につきましては、9月14日から9月30日までの17日間で、市内外から818人、1日平均で約50人と、多くのボランティアの方々に活動していただけたことで、多くのニーズに応えることができ、依頼者より感謝の声をいただいております。

その中でも、市内中学生をはじめ、千葉黎明高等学校野球部、四街道高等学校野球部、八千代東高等学校JRC委員会、千葉科学大学、淑徳大学より100人以上が参加し、若い力も地域の復興を支えてくださっております。

○木村利晴君

災害ボランティアに来ていただいた方には本当に頭が下がります。私もクリーンセンターの方に、災害ごみの搬送車、その誘導をさせていただきましたけれども、その現場にも中学生の女子学生、八街中学校の3年生と聞きましたけれども、来て、一生懸命車の誘導をしていただきました。本当にこういう若い人たちが、こういう災害に対して、非常にボランティア精神を発揮されまして、こうやって協力していただいたということに対して、本当に頭が下がる思いです。本当に感謝いたしております。

また、これからも、こういう若い人たちがボランティア活動をされるような、そんな環境を各学校でも、いろいろとこういう活動があるよと、また、こういうことをすると、こういう人たちが助かるんだよとか、いろいろ教育面でも指導していただければというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

(4) 番になりますが、支援物資についてお伺いいたします。支援物資はどのようなところから支援を受けられたのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害発生と同時に、備蓄倉庫内の必要な物資につきましては、市民の皆様方に提供したところでございますが、不足すると考えられる物資につきましては、国や県、県内外の自治体より支援を受けております。

また、災害協定を締結している方々をはじめとする、民間企業や民間団体及び多くの個人の方々からもたくさんの支援をいただいております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

支援物資にはどのようなものがあつたのか、備蓄倉庫で市民に提供したものはどのようなものだったのか、お伺いしたいと思います。企業や団体さんからはどのようなものが送られたのか、また、個人からはどのような物資が送られてきたのか、その辺のところをわかる範囲でよろしいですが、教えてください。

○総務部長（大木俊行君）

多くは水が一番多かったですね。水とあと、ブルーシート、それから食糧、これは個人の方もそうですし、企業さんからも多くの食料品等もいただいております。ただあと、義援金という形で自治体からもいただいております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

皆様の善意に本当に心から感謝申し上げます。

次の質問に移ります。

その支援物資の配布先はどのようなところに配布されたのか。また、物資を優先して配布したところはどこだったのか、教えていただければと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

支援物資につきましては、高齢者世帯、身体障がい者世帯等、支援を要する方々に、区長、民生委員、消防団及び市職員等により各戸訪問を行い、生活物資を配布するとともに、安否確認を行ったところでございます。なお、家屋被害のあった方にはブルーシートの配布も行っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

災害弱者と言われる高齢者だとか身体障がい者の世帯に、こういう生活支援物資が送られたというふうなことで、また、個別に訪問されてお届けになったということなので、非常に頭が下がる思いでございます。

市役所の入り口でもいろいろと物資を配布されたと思いますけれども、市役所の入り口ではどのようなものを配布されたのか、お尋ねいたします。

○総務部長（大木俊行君）

市役所の出口では、特に水が一番多かったです。あと、一時的に照明等も一部配布しております。

あと、ブルーシートも配布しております。

○木村利晴君

私も、うちの駐車場とサンテラスが、ポリカーボネートの天井があったんですが、それが飛ばされましたので、そこにかけるだけのブルーシートがなかったので1枚いただいて、かけさせていただいて、本当に助かっております。

善意でいただいた支援物資なので、必要な人が必要な量だけいただければというふうに思っておりますけれども、ちょっと中には、市役所のところでもそうだったんですけど、同じ方が何度も並んで、支援物資をもらっていったようなことも見受けられたんですね。

ですから、これは、やはり皆さん善意で支援物資をいただいたものを、ある心ない人が、そういう形で支援物資を個人的に、たくさん持っていてもどうするのかなというふうに心配

するぐらい持っていかれたということだったんですけれども、こういうことが現実起きると、善意もむなしいものになってしまうかなというふうに思っていますので、窓口の配布をこれからちょっと考えていただきたいなと思うんですが、その点についてちょっとお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

確かに今言われたとおり、市役所で配ったときに、複数回並んだ方がいらっしゃったということを、ちょっと私の方も後で聞きまして、これはまずいということで、その場で配布方法を変えまして、先ほど市長から答弁しましたとおり、要支援者、本当に必要としている方にわたるように、各世帯に市職員等が回りまして配布をしたというふうに変更しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

これからもそういう対策を、やはりあまり人を信じないというのもむなしい話なんですけれども、たまにはそういう心ない人が出てきてしまうので、ほかの人たちと不公平感が出るのかなと思っております。

市役所以外にもこういう物資を配給されたんですか。どこか配給されたところがあるようでしたら、どこで配給されたのかちょっと教えてください。

○総務部長（大木俊行君）

今回の台風により被災された方々、市民の方全ての方に、本来であれば物資を配布するのが本来であると思いますが、数に限りがあるということで、私たちについては、先ほど市長が答弁したとおり、要支援者、必要とされる方に配布したのみでありまして、一時的に、一番最初のときには市役所等でお水も配布しましたが、それ以外については行っておりません。

○木村利晴君

そうですか。私が勘違いしたのは、小学校だとか中学校でも支援物資が配布されたというようなことを聞いたんですが。なかなか支援物資がやはり皆さんに公平にわたらなくちゃいけないし、市役所以外ではそういうところで配っていないということになると、また考えなくちゃいけない。

これは個人的にやられた部分もあるのか。任意団体でやられたのかというのもちよっとありますけれども、ちょっと私もそのところはわかりませんが、小学校でも、または中学校でもブルーシートが配られたということも聞いておりますので。

○総務部長（大木俊行君）

ちょっと私が先ほど申し忘れました。給水所の方では、ブルーシートは職員が配布をしております。すみません。申し訳ありません。

○木村利晴君

ありがとうございます。

給水所として開放された学校はブルーシートを配布されていたんですね。南中でもブルーシートをもらったという方がおられたので、そうなのかなというふうに思っていましたけれ

ども、やはりいろんなところで、個人的にも配られた方もいるし、ボランティアでいろんな炊き出しをやって持っていった方も随分おられたように伺っております。

支援物資は、公平にやっぱり配布されないといけないというふうに思っております。今お聞きしたら、そんなことはないんだよということだったものですから、そういう意味では、困った人に本当に大優先に配っていただければいいかなというふうに思っております。

やはり地域、地域で、いろんな要求物資が違うというふうには思いますけれども、その要求に応じた対応もやっぱり必要なのかなというふうに思いますので、これからこういう支援物資を配布する場合は、いろんなことを想定しながら、いただいた方の善意、これを本当に大切にして給付、支援物資を配っていただきたいというふうに思っております。

やはりこれからまた台風19号が接近してきておりますけれども、同じような状況がまたこれから起きるやもしれませんので、そのときの備えをしていただければというふうに思っております。

じゃあ、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

5番目の教訓ということをお聞きいたしますけれども、台風15号の被害を受けて、教訓として、過去の台風との違い、どんなところが今回の台風は違ったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風通過の状況から、過去の台風や災害と違うと判断し、9月9日、午前8時に災害対策本部を設置し、人命を最優先にした災害対策を実施したところでございます。今回の台風15号では、本市では過去に経験したことのない風雨により、市内全域で家屋や農業に大きな被害が発生するとともに、長期の広域的な停電による市民生活や企業の生産活動にも影響が出ており、本市では過去最大の被害になるものと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当に想定外のことがいつも起きるなというふうに思っています。3年前にも雨台風が来たときには塩害がありました。農業被害も、農作物も大分やられたし、また、電線なんかも火を噴いたと、電柱の。これは本当に想定外、塩害による被害だったというふうに聞いておりますので、また今回は突風に、本当に竜巻のような台風だったということで想定外、本当に経験したことのない台風だったなというふうに思っています。

最後の質問になりますけれども、台風15号による被害を受けて、今後の対策、備えについてをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

この災害を教訓といたしまして、今後の災害に備えるため、被害状況や災害対策についての検証を行い、災害に強い街づくりのために何が必要で、何をすべきなのかを十分検討いたし

まして、危機管理体制を整えてまいりたいと考えております。

また、災害における自助・共助の割合は、一般的に自助7割、共助2割と言われており、実にその9割を占めております。市民の皆様方には、災害時における自助、行政区や自主防災組織などの共助の重要性をご理解いただき、市とともに地域の皆様と協力して、防災力向上に取り組んでいただきたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

台風15号は過去に体験したことのない本当に暴風雨、台風でした。前例のない災害であったため、いろんな問題点も見つかりました。特に情報網の伝達に対しては、多くの人たちから苦言を呈されております。防災無線が聞き取りにくい、情報が行き届いていない、給水場所、物資の配給、携帯の充電、お風呂サービス、炊き出し等、介護施設へもまた電源車両の配備が非常にちょっと遅かったというようなことで、病人の心配もされておりました。

これらの教訓を踏まえ、今後の災害対策に反映させていただきたく、お願い申し上げまして、誠和会、木村利晴の代表質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、木村利晴議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。

（休憩 午後 0時07分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、改めまして、台風15号の被害に遭われた市民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。また、多くの皆様のご支援をいただき、感謝をいたします。一日も早い復興、復旧に向け、市当局の一層の取り組みを求め、質問するものであります。

台風被害に加え、長期に及んだ停電や物流等がストップするなどの影響で被害が拡大したと思われます。現時点での被害状況を伺うわけですが、まず、1点目に、被害把握についてでございます。住宅の倒壊・半壊、あるいは瓦屋根破損件数、また、公共施設の被害状況と被害総額についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

9月30日現在の罹災証明発行状況は、一部破損683件、半壊6件、大規模半壊5件、全壊2件となります。市役所の庁舎をはじめとする保育園、幼稚園、小学校及び中学校を含む教育施設や市営住宅、消防団施設において、窓ガラスの破損や外壁の破損、そして、多くの施設において雨漏り被害が確認されております。また、朝陽幼稚園、朝陽保育園、市営住宅、八街北中学校及び郷土資料館では、屋根の破損や飛散があり、郷土資料館内の展示物に被害が出ております。

被害額につきましては、現在、把握できておりませんので、今後調査してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

公共施設の被害総額については把握できていないというようなことでございますが、しかしながら、今回も八街市緊急の予算計上をして、復旧の予算を確保しようとしているわけなんですけれども、大ざっぱではどのぐらいが総額になっていくのか。それについていかがでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

教育施設、これは公共施設と言いましたが、全てのものではございますが、約5千400万円程度だと思っております。

○丸山わき子君

教育施設だけではなくて、その他多くの公共施設等の被害があろうかと思いますが、今後明確になり次第、ぜひとも報告いただきたいというふうに思います。

それから、今回の台風15号による大規模な停電によって、電気、水が長期に使えないという、これまでに経験したことのない大規模災害となったと。このもとで、市民は大変な生活を強いられたわけなんですけれども、停電による被害対応についてお伺いしたいと思います。

まずお伺いしたいのは、高齢者、また、障がい者世帯への熱中症、また、夜間の生活などへの配慮はどうだったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害による弱者に対する対応といたしましては、高齢者や障害のある方で、「避難行動要支援者名簿」に登録されている方に、電話や訪問等により安否確認を行いまして、訪問した際には、水や食料などの支援物資を配布したところでございます。

また、停電の復旧がおくれた地域で、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、健康状態や停電箇所の把握などの確認を行いまして、災害時避難行動要支援者名簿に登録されていない障がいのある方や支援物資を取りに行けないという方から支援の申し出があった際には、個別に対応いたしました。

次に、ひとり親世帯、妊娠8カ月を超える妊産婦、それから、新生児、並びに1歳未満児の

いる世帯につきましては、電話、または訪問により安否確認や健康状態の確認を行うとともに、支援物資を配布したところでございます。

また、停電によりエアコンが使えず、暑い中で体力を消耗している方々に、涼しい場所で少しでも体を休めていただくため、総合保健福祉センター2階各室を休憩室や仮眠室として一般開放いたしました。このほか、自主避難所内に救護所を開設いたしまして、避難者の健康状態の確認等を行ったところでございます。

○丸山わき子君

まずお伺いいたします。電話、訪問安否確認がされたということなのですが、これは実際には停電があってから何日目からのことだったのか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

高齢者の名簿登録者の安否確認でございますが、9月13日から行っております。

○丸山わき子君

そうした中で、やはり高齢者世帯、あるいは障がい者の世帯では、発電機が欲しいという声が目立ってきたと思うんですね。そうした発電機を確保し、提供できた件数というのはどのくらいあったのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

実際に発電機、小型ではなく、電源車等を病院であったり、介護施設等には、東京電力、または経済産業省を通しまして、配置の要望をしてあります。実際に配置されております。

ただ、各家庭からの小型の発電機の要望につきましては、八街市の在庫がないということで、東京電力の方には要望していたんですが、全ての方についての要望が満たされてはおりませんでした。

○丸山わき子君

私は、何度もこの発電機を貸し出ししてほしいんだと、東電の方にも申し入れいたしました。市の方で数をまとめてくれれば用意すると、そういうような回答をいただいております。やはり高齢者世帯では、例えば老々介護をなさっているお宅では、もうこれ以上はできないよと、介護できないよという悲鳴が上っております。

そうした世帯も、最終的には発電機が設置されないまま来てしまったということで、数があるということは承知なんですけれども、例えば南の地域で停電が長引いた、その時点での要介護の世帯は700世帯を超えていたんですね。介護度3から5の世帯ですね。やはりそういった世帯に対して積極的な対応が必要ではなかったかと。これからのこういった事態に対しましては、本当に要介護度のある世帯に対しての対応、高齢者世帯に対する対応、障がい者世帯に対する対応、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それから、長期間の停電による地域経済への影響、あるいは、今回は、早々と八街市はホームページで浄化槽に対して、停電することによる影響がありますよということで既にお知らせはしていたようですが、こういった長期停電による浄化槽への影響、また、地域経済に対する影響はどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

まず最初に、長期停電による浄化槽への影響というところでお答えさせていただきます。

長期停電中は、浄化槽の内部に空気を送る送風機が停止するため、槽内の微生物が酸欠により減少し、浄化槽の汚水処理能力が低下いたします。また、電動の放流ポンプを使用している浄化槽では、停電中は処理水の排水もとまるため、使用を続けるうち、槽内が満水になってしまうおそれがあります。なお、電源が復旧し、ブロアーやポンプが再び動き出すことで、浄化槽は自然に元の機能を取り戻していきませんが、その過程で、再稼働後2、3日ほどに思いが続くことがあると保守点検業者から聞いております。

対応といたしましては、先ほど丸山議員がおっしゃってございました、八街市のホームページに、台風15号八街市関連情報に、長期間停電の浄化槽使用についてを掲載いたしました。なお、市からの許可業者2者に対しまして、休日でも可能な範囲で電話対応、臨時の汲み取りの依頼に対応していただくようお願いいたしましたところでございます。また、通常開場日であります9月21日土曜日と、祝日であります9月23日月曜日に、印旛衛生施設管理組合において、し尿の受け入れを市よりお願いし、実施していただいたところでございます。

次に、長期停電よりも経済影響と対策についてお答えいたします。

市内の事業者等につきましては、現在、八街商工会議所におきまして、被害状況を調査しているところでございます。10月3日現在で、348事業所から回答を得ており、長期間停電による被害といたしましては、業務停止による売上げの減少や、冷凍・冷蔵品の廃棄など、被害総額は約6億円と報告されており、今後も被害額は増加していくものと認識しております。

これらの被害に対する支援といたしまして、八街商工会議所では、台風15号の被害による特別相談窓口を設置し、事業者からの相談に対応しているほか、国・県では、被災中小企業向けの支援策説明会を県内各所で開催しており、本市におきましても、八街商工会議所を会場として、今月中の開催を視野に準備を進めているところでございます。

また、市におきましても、千葉県信用保証協会のセーフティーネットの保証枠の活用を進めており、最近の1カ月の売上高等が、前年同月に比べ20パーセント以上減少している場合など、事業者からの申請に対しまして、認定作業を行っているところでございます。

今後も関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

部長の方から、きめ細やかな対応はしていくんだというような答弁がございました。

ぜひ事業者の方々が本当に立ち直れないなんていうことのないように、本当に元気に、大変な思いはしたけれども、これからも頑張っていくんだと言えるような支援、対策をきめ細かに対応していただきたい、このことを申し上げておきます。

3 番目には、災害救助法の活用についてお伺いいたします。今回の被害に対して、どのように活用されたのか、その辺について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害救助法は、災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として制定されたものでございます。救助の種類につきましては、避難所の設置、被災者の救出、飲料水の供給などの各項目が掲げられております。

本市におきましては、災害発生後、直ちに中央公民館に避難所を設置いたしました。また、市役所、水道課などの主要施設に給水所を設置し、老人福祉センター、スポーツプラザのシャワー開放のほか、中央公民館においては、自衛隊の協力を得まして入浴施設を設置するなどの対応をとったところでございます。

なお、災害救助法の対象となる経費につきましては、災害救助法適用日から県より支弁されることとなっております。

○丸山わき子君

各種対応をされたというようなことですが、1 点、避難所につきましては、もう少し手厚い対応が必要だったのではないかなというのが、私、何度か伺いまして感じました。

例えば、間仕切りはされているんですけども、毛布が 1 枚しか支給されていない。それは掛けるのか敷くのかよくわからないんですが 1 枚しかなかったという状況です。途中改善を求めまして、もう少し支給をしていただきたいんだということで申し入れをいたしました。

例えば、こういった災害救助法のもとでは、布団の用意はしてもいいですよと、あるいは食事をきちんと 3 食提供しなさいよといったそういう内容があらうかと思うんです。ですから、布団等を借り入れてゆっくり休んでいただくという、そういった対策も必要ではなかったかと。

それから、食事等については、ボランティアさんが入ってくださって食事提供があったように思いますが、しかし、多くが 1 日のうちパン 1 個とか、そういった内容でもあったように感じております。ぜひとも、そういった点で、避難生活者に対する食事に対しても、もう少し対応策が必要であったのではないかというふうに思います。今後ぜひとも活かしていただきたいというふうに思います。

それから、災害救助法の中で、本当に八街市は住宅の破損というのが多かったように思いますが、このほど国では、一般破損の住宅の多い千葉県については、損害が 10 パーセント未満の住宅でも自治体の補助制度を設けた場合は、国土交通省の交付金を使って 30 万円を上限に修理費の 20 パーセントを補助すると、こういった制度を作るよということを発表したわけですが、八街市はこれをどのように対応されていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

ただいま丸山議員がおっしゃるとおり、先日9月24日で、昨日ですか、10月7日に発表された報道関係の概要を若干説明させていただきます。

まず、9月24日に発表された支援の概要ということで、これは被災者再建生活支援金や災害救助法に適用されない一部損壊の損害割合が10パーセント未満の屋根瓦の修繕に対し、防災安全交付金を活用して支援するものでございます。この支援の内容は、工事費の20パーセントとして、補助金の上限は30万円ということになります。この補助金の財源につきましては、国が防災安全交付金と特別交付税により9割ということで、国から最終的には9割支援するというような形になっています。

また、もう1つ、10月7日に報道された支援の概要ですけれども、これまで災害救助法の応急修理に適用されなかった一部損壊のうち、損害割合が10パーセント以上、また20パーセント未満の被害住宅の応急修理の支援ということでございます。この支援制度は、今後も恒久的に設けることとなっているということで、支援内容は、応急修理にかかった経費の30万円を上限として支援するということです。また、この制度の創設に伴って、被害家屋調査で大規模半壊及び半壊による応急修理について、従来は58万4千円ということになっていましたけれども、今回59万5千円まで支援するということになりました。この応急修理についている財源は、国と県が支出するというようなことになっております。

この応急修理については、59万5千円、先ほど申しました額ですが、応急修理を市が業者に委託するというようなことになっています。また、限度額の超過分、要は59万5千円を超えた分及び対象外の範囲は、被災者本人が業者と契約して実施するというような内容でございます。

○丸山わき子君

この両方の制度は、もちろん八街市は積極的に取り組んでいくということで、よろしいわけですね。

○建設部長（江澤利典君）

今、申した内容については、当然今後、今調査中ということもありますけれども、これに基づいて、また、県が昨日の説明会において、詳細については今現在県の方としては調整中ということを知っております。それに基づいて市の財源、また災害救助法に伴っての支援ということで、県の方の対応が決まり次第、市としても、当然この法律に基づいて支援はしていきたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

市の方も取り組んでいくということでございますが、いずれにしても、この制度は今月下旬からの受付だというような報道がされております。手続に時間がかかるということにならないよう、市民への周知と、それからスムーズな取り組みができるような、その体制をぜひともつくっていただきたい。このことを要望しておきたいと思います。

それから、次に、情報伝達と改善についてです。

これは、もう既に先ほど来、防災無線の問題については取り上げられてきたところでありま

す。それで、改善につきましては、既に部長から防災メートルやフリーダイヤルの活用を目指していくというような答弁がございました。それで、その答弁に対しまして、防災メールというのは、ちょっと高齢者にはなじまないのかなというようなことを感じております。

それで、ぜひとも高齢者の世帯、あるいは障害者の世帯に対しては、各家にきちんと聞けるようなそういった受信機を設置できないのか。それから、今も聞こえない地域があるわけです。聞こえない地域は、もう自分たちは知らんぷりされているからと、そんな悲しい言葉が出てきたんですけれども、聞こえない地域についても受信機を設置すると、そういった対策がこれから必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺について、再度ご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

まず、受信機の関係ですけれども、受信機の関係につきましては、先ほど申したとおり、全世界帯に配布するとなると、15億円から20億円、今丸山議員が言われた高齢者世帯であったり聞こえづらい地域だけに配ったとしても、かなりの数が出てくるだろうというふうに考えております。

それと、個別の受信機について一番悪いと先ほど申したんですが、普段からボリュームを絞らないで置いていただければいいんですが、どうしてもうるさいという形で、ボリュームを絞ってしまうという家庭がかなりあるというふうに聞いております。これも考えると、先ほど防災メールは高齢者の方には難しいだろうということですので、ご自分で入れることが難しいのであれば、各種会合であったり、例えばあとはケアマネジャーとか、そういう方たちのご自宅とか介護先に行ったときに設置方法を教えるとかという形で、メールを登録していただくという方法がまず1つ。

それとフリーダイヤル、これが私は一番いいのではないかとというふうに考えております。フリーダイヤルの内容については、防災無線の内容がフリーダイヤルで必ず聞こえます。これが一番いいのではないかとというふうに考えているのと、防災メールについては、どこにいても聞こえる、見られる。防災無線については、家にいないと聞こえないとか、個別の場合は自宅にいないと聞こえません。外に行ったら聞こえない。であれば、防災メールであれば、外に行っても見られるということになるので、私は防災メールを進めていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

部長の言われることもわかるんですけれども、やはり、高齢者にはなじめない、なじまないという、そういうものもありますので、その辺については十分な検討をいただきたいというふうに思います。

それから、情報伝達のあり方についてです。

今回、いかに正確な情報を早くきめ細かに市民に提供するか、このことが大きな問題になったというふうに思います。さっきの答弁では、19号の台風の対策については、広報車でのお知らせを早目にするんだというような答弁がございました。やはり、きめ細かに広報車で

というのはなかなか難しいので、私は最初から各消防分団の消防車に対して協力をお願いして、消防車も一緒に広報に加わっていただく、そういった取り組みをぜひしていただけたらなというふうに思います。

今回も消防車の方も広報に回ってくださいましたけれども、ちょっと後の方だったかなという感じがしないではないので、そういった点ではぜひともあらゆる広報車の活用、それから消防車の活用をお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○市民部長（大木俊行君）

今回、19号がまた来ていますので、明日の午後から広報車6台を、今までは3台しかありませんでしたが、3台確保しまして6台で回します。それから、今言われたとおり消防団、分団の方にも早目に回していただくという形で、もう依頼をかけておりますので、消防団の方の活動、それと広報車の6台。

広報車がなぜ聞こえないかということ、今までは走りながら、これは20キロメートルぐらいで走っていたんですが、それで広報を回していたということで、聞きづらいということを指摘されていますので、これにつきましては、個々の拠点を設けまして、なるべく止まってやると、止まって流す、また止まって流すという形を6台でやっていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

この間の経験を活かされて、次はこうしようという、もうその方向か出ているということは大変心強い、このように思います。ぜひ、市民の皆さんにきめ細かにいち早く情報を伝えていただきたいと、このようにお願いいたします。

次に、農業被害への対策・支援についてお伺いするところであります。

報道によれば、10月4日現在の県内の農林水産業の被害は、411億6千700万円というような被害が出ているんだということが、報道されております。

本市の農業被害について、先ほど農業ビニールハウスについては60億9千万円というような報告がございましたけれども、報道によりますと、八街・富里農業用ビニールハウスは267億円と、トマト・ニンジン等は101億円というようなことで、八街市のトマト・ニンジンの被害は13億円というような報告がございましたけれど、本当にこんなに少ない被害額なんでしょうか。その辺については、どんなふうに分析されるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問2、木村利晴議員にも答弁したところでございますけれども、台風15号による本市の農作物被害といたしましては、本市の特産物である人参、トマト、里芋、落花生、梨などが、台風に伴う強風により倒伏や落果、大雨による冠水や流出の被害を受け、被害金額として約13億9千万円を見込んでおります。

また、農業関連施設の被害状況といたしましては、パイプハウス、牛舎、豚舎、鶏舎、農業用倉庫などが、強風による倒壊や傾くなどの被害を受け、これらの施設の被害金額として、

約４６億円を見込んでおります。

なお、市内の多数のパイプハウスが被害を受けたことから、県内２位の出荷量を誇るスイカの作付けにもかなりの影響があるものと考えております。

そのほかに、台風による停電の影響により発生した二次的被害として、乳牛が熱中症・乳房炎により３０頭以上が死亡している状況であり、被害金額として約２千万円を見込んでおります。

また、鶏舎の倒壊や熱中症により採卵用の鶏や食肉用の鶏にも被害があり、被害金額として約８千万円を見込んでおります。

○丸山わき子君

先ほどもそのような答弁をいただいたんですけども、どうも、八街市の被害総額というのが、これはいつの時点だったのか、直近のものなのかどうか、今後ともまだ増えていく可能性があるのかどうか、その辺の分析はどんなふうに行われているのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしました内容につきましては、１０月２日時点の数値となっております。これが県へ報告しております第７報となっております。報告を重ねるたびに被害額は上がっている状況でございます。今後も現在調査中でございますので、被害額が増えることは想定されると考えられます。

○丸山わき子君

八街市にとっても大変な被害総額であるということで、八街の経済を大きく左右していくのではないかと、大変心配されるところであります。

それと、何よりも農家の皆さんが大きな被害を受けていて、このビニールハウスはトマトの収穫後は、先ほども市長が心配されておりましたようにスイカなどの植え付け・収穫があり、支援が遅れれば離農や生産規模の縮小など広がりかねないと、このように私は心配しているところであります。

そこで、農家の皆さんが本当に大変な思いをしたけれども、意欲をもって農業にあたれるよう、その支援の具体化が必要であろうかというふうに思います。特に、被災農業者向けの経営体育成支援事業、こういった類の支援事業があらうかと思いますが、これについては、今どのような方向になっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風１５号により、本市の基幹産業である農業については、甚大な被害が発生し、これを受けまして、９月１２日には県へ被災農家への支援要望、１９日には千葉県市長会の一員として菅内閣官房長官、武田防災担当大臣、二階自民党幹事長に直接お会いしまして、今回の災害を激甚災害として指定すること、市民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼした特殊性に鑑みまして、国による特段の措置を講ずることについて要望してきたところであります。

現在、被害の詳細調査とその支援に移行しているところでありまして、千葉県におきましては、9月20日に被災農業者支援のため、県単農業災害対策資金が発動されたことから、被害調査と合わせまして融資希望調査を実施しておりまして、今後融資希望者に対しまして利子補給などの支援をまいります。

さらに、今回の台風15号による被害が甚大であることから、国の被災農業者への補助事業等が発動されることが決まったところでございます。これにより、農業用ハウスの建て替えなどの復旧に対し、園芸施設共済加入の場合は、共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を、共済非加入の場合は10分の3相当を、国費による支援が受けられることになりましたので、市といたしましても施設復旧に向けました支援を進めてまいります。

今後も、千葉県及び関係機関と連携しつつ、被災された農業者の皆様が営農意欲を失わず、一日も早く経営再建できるよう速やかな支援に努力してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、市長の方からその支援対応についての説明がございましたけれども、この間の被害に遭った農家さんに対しては、経営体育成支援事業の内容では農家さん負担は1割というような、そういった内容のものがあつたと思うんですけれども、当然、今回の1割負担程度で農家さんを支援できないのかどうか、その辺についてはどのように検討されているのか、わかりますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

木村議員にお答えした内容になりますが、今回、災害資金につきましては、千葉県の発動いたしました千葉県農業災害対策資金の利子補給、無利子で融資が受けられる利子補給制度、また、先ほど丸山議員が申しおりました国の被災農業者向けの補助事業が発動されて、市長が答弁したとおり、共済加入者については5割程度、共済に加入されていない方は10分の3の補助が発動されることとなりました。これに合わせて、今後県が補助を決定することとなると思います。それに合わせまして、市の補助も速やかに確定し、農業者の支援は行ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

県に対して、農業の県である千葉県、また農業の街である八街市、農業等がもっともっと本当にこれで皆さんが希望を失うのではなくて、これだけの支援があるから頑張る、そういった頑張れる内容に、ぜひとも県に向けて八街市が要望を上げていただきたいと、このように思います。

市長、その辺についてはもう一度はお伺いいたします。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回、農業用ハウスにつきましては特に甚大な被害がありました。このことから、先ほど答弁したとおりでございますけれども、国、県に合わせた中で、市といたしましてもしっかりと県と同じような支援をまいりたい。努力をまいります。

○丸山わき子君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから、いま一つ、作物被害・畜産農家の減収への支援を求めるものですが、やはり農業者の負担軽減の一環として、種苗あるいは肥料の購入あるいは畜産関係の経営に関わっての支援、これをぜひとも検討していただきたいというふうに思いますが、その辺についてはどのようにご検討いただけるでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

肥料等、または資材等への今後の支援でございますが、千葉県におきましては、被害を受けた農業者の経営の維持・安定を図るため、県単独の農業災害対策資金が発動されることとなりました。この資金は、肥料や農薬等の農業の再生に必要な資金として使用できる融資となっており、現在被害調査と合わせて融資希望についての調査を行っているところでございます。

なお、この資金では、県、市、融資機関が金利を負担し、農家の方の負担軽減をさせる融資制度となっております。また、ＪＡ千葉みらいにおきましても、緊急対策といたしまして、運転資金について無利子での融資となる農業災害特別資金を実施し支援しているところであり、今後も関係機関と連携を図り、農業者に対しまして速やかな対応に努めてまいります。

○丸山わき子君

この種苗であるとか肥料購入費の支援につきましては、積極的な対策をいただければというふうに思います。

それから、農業ボランティアへの支援についてですが、この農業ボランティアにつきましても、今ＪＡ等でも対応されているというようなことでありますが、農家の皆さんが、まだまだ今すぐハウスを撤去するということに至らない、いろんな農作業の準備でね。そうしますと、もっともっとボランティアの支援の期間延長が求められてくるのではないかなというふうに思っているんですが、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

農業被害に遭われた方へのボランティア支援につきましては、現在社会福祉協議会、ＪＡの方で行っているところでございます。期間につきましても、延長して実施をしていただいているところでありますので、また関係機関と協議いたしまして、今後の対応についても検討させていただきたいと考えております。

○丸山わき子君

やっただいていいますけれども、農業ボランティアについては、土日のみというような対応であるとか、そういった受け入れ状況になってきているように思うんですが、いま少し農家の皆さんの実情にあった取り組みが求められているのではないかなというふうに思いますので、その辺についても、これから実態を見ながらの延長ということで検討をいただきました。

いと思います。

それから、社会福祉協議会の方では、市外の方はもうボランティアは受け付けていませんというような、そういった返事を受けて、もうボランティアには行けないんですねというような問い合わせが私の方にきたりしているので、これは市外の方で農業ボランティアをしてくださるという、そういう意気込みの方がいらっしゃるわけですから、ぜひどんどん受け入れていただいて、対応していけるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、次の市民生活支援についてですが、これは、罹災・被災証明書につきましては、先ほど答弁をいただきましたので、その答弁はいたしません。

しかしながら、まだ申請ができていない方がたくさんいるんです。それで、その罹災証明・被災証明についての必要性がわからない方がかなりいると。ホームページ等でもお知らせしているんですけれども、その罹災証明が本当にどういうところに必要になってくるのかという、そういったわかりやすい説明をもっともっとしていく必要があるのではないかとこのように思います。そういった点で、これから広報等にも掲載していただきたいと。もっとわかりやすく、なぜ罹災証明が必要なのか。罹災証明があると国保税や市税等が減免される場合もありますよとか、全く罹災証明は必要ないんだってというふうに、せっかく申請に行っても帰ってきてしまう市民の方が結構いらっしゃいます。

そういう点では、もっともっとわかりやすい、市民に周知をしていく必要があるのではないかと思います、その辺について1点お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

被災者支援のための各種制度の周知についてでございますが、現在、国や県及び関係団体などを含め、市ホームページによりまして、現状における支援対策として、経済・生活面の支援、住まいの確保・再建のための支援、農業・中小企業に対する支援などを掲載して、市民の皆様に周知を図っております。

1例を挙げますと、国民健康保険税の減免、それから確定申告の手續に必要な罹災証明書の発行を速やかに行っているところでございますけれども、今後におきましても、市民の皆様に速やかに情報をお届けできるよう努めてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

ホームページだけではなくて、市民の目に触れるところでもっともっとわかりやすく周知をお願いしたい、このことを申し上げておきます。

それから、最後に、市営住宅の活用についてでございます。

市営住宅の役割というのは、被災された市民のために開放されていくというのが1つあるかと思います。この間も、火災等に遭われた方が即入れないと、そういった事態、状況がございました。いつでも、今は30部屋ぐらいあいているというようなことなので、1部屋、2部屋はもう常に市民が何かのときには利用できる、そういう体制をぜひともとっておいていただきたいんですが、その辺についての答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の台風15号による被害に遭われた方への市営住宅の活用につきましては、八街市市営住宅管理条例第4条の公募の例外として、災害等に遭われた方が入居できるよう、九十九路団地に空き室を用意していたところでございます。

しかしながら、今回の台風被害は大きく、一時避難のお問い合わせに対しまして、市営住宅の現在の状況を脱明し、市で開設した避難所や身内の方のところに身を寄せるなどの避難をしていただくよう、促したところでございます。

このような中で、市が避難所として開設していた中央公民館に避難されていた方の中に、避難所が閉鎖された場合に、身を寄せる場所がないという高齢者の方から相談がありまして、市営住宅の空き室の中で、十分な住環境とは言えないものの、消掃を行えば一時的な使用が可能である空き室を、急遽、ボランティアの方々のご協力を得まして清掃し、仮入居していただきました。

○丸山わき子君

そのように、常に利用できない状況じゃないということなんですね。今後は、常に利用できるようなそういう市営住宅にさせていただきたいと、このことを申し述べておきます。

今回の災害で、長期停電への対応あるいは情報提供のあり方、また大規模通信障害など激化する自然災害に対し、今後に活かすべき課題が示されたというふうに思います。市民の中にも、自分たちで地域をいかに守るのかと、こういった意識が芽生えており、早期に市民の声を活かした、生きた地域防災計画を作り上げることを求めるものであります。

最後に、道路整備についてお伺いいたします。

これは、県道の八街横芝神門線で、五区地先のバイパスとの交差点であります。ここには県道でありながら右折ラインがございません。ぜひともこの右折ラインの設置を求めるものでありますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の路線の交差点につきましては、慢性的に渋滞している箇所であることは認識しております。

市内へ向かう主要地方道千葉八街横芝線と、新たに新設いたしました八街バイパスが交差する五区交差点の右折車線の設置につきましては、県印旛土木事務所では、現在のところ設置の予定はないと聞いておりますが、市といたしましては、引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、五区神社付近交差点の渋滞解消策として、平成29年10月に、県印旛土木事務所長へ、本交差点の右折車線の設置要望書を提出しております。市といたしましては、道路管理者であります千葉県に対しまして、右折車線の設置を含めた交通渋滞の解消を図るよう、強く要望してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

県道のバイパスの交差点、あそこは用地がしっかりあるわけです。みなし右折ラインといって、1.5メートル以上の用地があれば、みなしのラインは設置することができるわけです。ですから、そういう意味でも、市長は既に印旛土木の方に要請されると、要望されるということをおっしゃいましたが、そんなにお金をかけなくても右折ラインを設置できるわけです。これは市民の皆さんからも、何としてもあれだけの用地があるなら作れるじゃないかという声が上がっておりますので、ぜひとも実現していただきたい。

このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時07分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

まず、台風被害に遭われた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

災害からの早期復旧と今後の災害被害を軽減するために、「災害に強いまちを」、「安心の国保税、介護保険料」、この2点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、災害に強いまちを。

冠水対策についてでございます。

冠水箇所の解消計画について、伺います。

台風15号による冠水箇所は何か所だったのか。また、今回も玄関先まで冠水したスイミングクラブの近くの大関4号線、そして八街中央中学校周辺の道路及び床下浸水がありました。住宅地の冠水、街中の冠水はいつまでに解消させる計画なのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の台風15号の影響により、職員による現場パトロール等で8カ所の一時的な道路冠水を確認しております。

また、大関地区の冠水解消計画とのことですが、近年のゲリラ豪雨や台風等の集中的な大雨の影響により、貯留能力を上回った雨量となることも少なくない状況から、大関調整池の上流地域で道路冠水が起きております。大関地区の排水経路は各地区から集まってくることから、排水量の軽減につなげるため、現在、上流となる五区地区の排水計画策定を行っているところであります。

この計画策定の中で、調整池等の計画も含めまして検討しているところであり、県道八街神門線の歩道整備に伴う排水も大関地区の上流となることから、今回の計画策定に盛り込んで進めております。

なお、住野地区の主要地方道富里酒々井線三島豊店前につきましては、豪雨のたびに道路冠水が確認されており、市から県へ冠水解消の要望をしておりましたが、現在、道路管理者であります県印旛土木事務所におきまして、早期解消に向けた工事を進めているところであると聞いております。

今後も、他の排水経路でも雨量の調整が図れ、下流の軽減につながるよう計画を検討し、冠水解消を目指して進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ただいまの答弁では、大関4号線については上流に調整池なども作るということでした。そして、もう1つについては、県の方も考えているということですが、この八街中央中学校の前の道路、この道路の冠水が早く解決されなければ、住宅地への冠水も防ぐことができません。

それで、現在、実住小学校のグラウンド下は雨を貯留できるようになっているんですけれど、この貯留を大幅に増やすことができるのではないかなと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

京増議員がおっしゃるとおり、八街中央中学校の手前の右側ですか、右側の団地の冠水ということだと思いますが、これについては、市道三区46号線沿いの冠水であるということは認識しております。

そうした中で、この流域については大関第一排水区になります。この流域については、実住小学校及び八街中央中学校において学校貯留ということで、整備を以前しております。また、実住小学校の、先ほど京増議員がおっしゃるとおり、旧給食センター付近に地下貯留池を整備してございまして、またさらに千葉黎明高等学校の下にもなりますが、四区貯留池が整備されております。今後、この施設点検を、貯留機能が低下しないよう維持管理に努めていきたいと考えております。

それとともに、ごぞんじのように、この流域以外についても、市内全域で調整池、大池調整池、また八街学園の調整池等の整備をしておりますけれども、用地確保で整備することはかなりの経費がかかってしまいますので、排水施設等の改修が可能な箇所については、今後調査をして、計画検討をしてまいりたいというふうに考えています。

○京増藤江君

この八街中央中学校の前のあの道路、市の職員の方たちが行ったときには、住宅地の方も冠水が引いていたという状況でした。しかし、実際には住宅の中に床下浸水をしている、そういう状況がもうあるわけです。しかも、しょっちゅう、しょっちゅうあるわけです。ですから、これからまた考えていくと、検討していくということですが、実際に、具体的にし

ていかないと市民の皆さんも、住民の皆さんも本当に疲れきっている。土のうを置いたり、またそれを外したりということが、高齢化とともに困難になっているという状況があります。

しかも、また雨が降るんじゃないかとなったら、夜も眠れないという状況が、市民の方たちが本当に一生懸命暮らしている中で、税金も払っている中で、こういう状況がいつまで解決できない。しかも、しまむらから八街中央中学校にかけてのあの道路は、通学路であり市のメイン道路の1つでもあると思うんです。こういう街中の道路をいつまでこのままにしておくのかということが、不満の声が上がっていますから、校庭の、実住小学校、また八街中央中学校の校庭もいいかもしれません。その貯留量を増やす、そういう計画をしっかりと具体的に立てていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど申しましたように、市内各所で、今回は8カ所ということでございますけれども、大雨でゲリラ豪雨ですか、そういう形で冠水箇所が起きております。そうした中で、担当職員の方も、現地に行って土のう関係を配布、また交通の関係が障害を起こしますのでその辺の整備等々を実施をしております。こういう状況の中で、道路冠水をいかに減らしていくかということだと思いますけれども、その辺については、先ほど五区の計画も市長答弁でもございましたように、その辺の計画を含めて、今後冠水箇所を減少させていく手だてを調査して、今後、排出計画に結び付けていきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

冠水場所を減らしていくという答弁だったんですけれども、当然それは求めるところです。しかし、この大関については、上流に調整池などが計画されるということですからまだいいとしても、八街中央中学校の方の道路、これについてもきっちりと計画を立てていくべきだと思うんです。大雨が降ると私もここはイの一番に見にいかないといけない、そういう場所なんです。いつまでも放っておくことはできないと思うんです。ですから、雨のたびに一番に見にいかないといけないそういうところについては、本当に具体的な解決策をしっかりと考えていただきたいと思います。

次に、要支援世帯に対する取り組みについて、伺います。

高齢者世帯についてです。

安否確認、また生活必需品の確保や屋根の破損等も含めて、居住地で生活できるかなど困りごとなどなどについて、どのように対応されたのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の災害による高齢者世帯に対する対応につきましては、担当課となる高齢者福祉課において、災害発生当初から高齢者と離れて住む親族からの安否確認の依頼が多数あったことから、その対応にあたりとともに、民生委員の皆様の協力を得まして、高齢者世帯の安否確認と水や食料の支援物資を配布していただいたところでございます。

また、在宅で介護保険を利用している方につきましては、居宅介護支援事業所に利用者の安

否確認を依頼し、担当するケアマネジャーに安否確認を行っていただきました。このほか、災害対策基本法の一部改正によりまして作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」に基づき、災害発生時の避難に特に支援を要する方の安否確認を行い、水や食料などの支援物資を必要とする方には、訪問時に配布いたしました。

今回の台風15号による災害では、避難行動要支援者名簿に盤録されている2千451人について安否確認を行い、全員の無事を確認したところでございます。また、「避難行動要支援者名簿」に登録されている方の安否確認終了後は、停電の復旧が遅れた地域で、ひとり暮らしの高齢者宅1千302人を訪問し、健康状態や停電箇所の把握などの確認を行ったところでございます。

○京増藤江君

今の市長の答弁ですけれど、やはり市の職員の方々が連絡をしたり、また家庭訪問をしてくれたと、こういうことについてはすごく安心感があったと、高齢者の方々も言っておられます。

職員も本当に大変な中、そのように頑張ってくれたわけですが、そういう中で市民の方からの苦情もあります。情報が行き渡らず、「充電をどこでできるのかわからなかった」「給水場所がわからなかった」、また「ブルーシートの配布があったことを知らなかった」、また「情報不足のため今後の見通しが立たないこのことが一番つらかった」と、こういう声が多数ありました。こういう声こそが高齢者を含む市民の困りごとだったと思います。

この情報を皆さんにお知らせすることについては、先ほどからの質問の中で、防災フリーダイヤルなどで周知するということがありました。この防災フリーダイヤル、また防災メール、こういうことについては私は効果はあるだろうとは思いますが、そして、防災フリーダイヤルについては、この電話番号ですよということで0120の番号を伝えますと、市民の方は、これで防災無線の内容がわかるんですかということで、本当に喜ばれる方は多いとそういうふうに感じております。

ただ、先ほどの丸山議員の質問にもありましたけれど、高齢者にどうなのかとか、障がい者の方にはどうなのかと、こういうこともぜひきちんと確認をしていただいて、そして防災フリーダイヤルで十分使える方たちについては、周知をしっかりとお願いしたいと思います。

市民の方々も助け合ったりいろいろと努力をされてきました。しかし、市民の努力でできないことがありました。屋根瓦が破損した後のブルーシートがけ。これについては、高齢者や障がい者世帯のお宅にはブルーシートを屋根にかけてもらうことができました。しかし、そのほかの世帯においても必要であったと思います。

県は、ブルーシート張りの業者を被災者に紹介する新しい取り組みを15日から始めるとしています。台風19号が予想される中で遅い行動だとは思いますが、しっかりと県が予定している日にちからでもしっかりとやっていただきたいと思います。

もう既にブルーシートが外れた、ずれているお宅もあったり、そういうお宅もあります。この県の取り組みについて市民への周知を徹底すること。また、ブルーシートがけを必要とし

ている全世帯が利用できるよう、特段の努力を市の方にはしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

ブルーシートの張りですが、今言われたとおり被災者全員の世帯を、もちろんブルーシートを張れば一番よろしいとは思いますが、これだけ数が多いと全世帯の方のブルーシートを張るということはなかなか難しい状態であります。こういうことから、うちの方も自衛隊を派遣していただきましたが、自衛隊につきましても、要支援者だけということで限定されておりました。あと、千葉県から派遣された業者さんも、こちらについても要支援者だけという形をお願いしております。この要支援者だけでも、かなりの方の世帯が張られております。これを全世帯という形になると、なかなかそのところまで手が回らないのが現実だと思っております。

○京増藤江君

確かに手が回らなかったと思います。しかし、実際に要望は高齢者世帯だけではありませんでした。私も要望に応えることができなくて本当につらい思いをしているんですけど、そういう方たちがおっしゃるには、もう家がだめになったら住めなくなるでしょうと。人口が減ると言っているのに、こういうことをきちんとやってくれなければ住めない、こういう声が上がっています。ぜひ、確かに業者さんでは、私も、今本当に業者さんたちが忙しくて無理だと思います。自衛隊の方に本当に助けてもらったと思うんです。ですから、私はこういう災害のときに早い段階で自衛隊に支援をお願いする。八街で住み続けることができるように、そういう方向を本当に考えていく必要があると思います。

二度と、雨漏りをするのを見ていなければいけない、こういうことがないようにする、そういうふうな取り組みを求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

自衛隊の方につきましては、先ほど申したんですが、自衛隊さんはブルーシートを張るのが専門屋ではない。実際に何軒か見に行ったんですが、2階で無理だろうというところもありました。ですから、この辺については自衛隊の方もかなり慎重になっておりました。それで、張ったときに、やはり自衛隊もプロではないので、またはがれてしまう可能性があるということをお伝えしながら張っていたというのが現実です。

そこへいきますと、瓦屋さんとか鳶の方々、これは本職ですけど、本職の方にブルーシートを張っていただくのが現実だと思うんですが、そこを全世帯のところに回れるかというと、なかなか難しく。今言われたとおり、多くの市民の方からブルーシートを張っていただきたいという要望は確かにありました。ただ、全世帯には回せないということでお断りしたのが現実でございます。

○京増藤江君

部長のおっしゃることもよく理解できます。また、自衛隊もプロではないと。しかし、もう瓦屋さんは八街でお願いすることができないわけですから、ちょっと訓練をしてもらって自

衛隊は掛けることはできるわけですね。ですから、今八街の方たちも言うておられます。自衛隊の方たちは戦争じゃなくて、戦争で海外に行くんじゃないで、本当に日本の国内の中で災害のときに国民を守ってほしい、国を守ってほしい、こういう声がいっぱい出ております。ですから、そういう面でも、自衛隊の役割は、本当に国民のために、市民の暮らしを守るために働けるそういう方法で、私は国に要望していく必要があると思うんですけど、この点について、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、今回自衛隊の皆さんが給水活動をはじめた時点で、市民の皆様が本当に喜んでおられて、特に自衛隊の隊員の皆様は、車まであの重い水をちゃんと届けてくられて、市民の方から直接、「いや、自衛隊の皆さん、本当に親切でありがたい」というお言葉をいただいております。

今回は、習志野の部隊に来ていただいたところでございますけれども、私どもも自衛隊と災害対策本部会議の中で十分情報を共有ながら、特に高齢者や要支援者宅を中心に自衛隊の皆さんには協力をいただいた中で、しっかりと連携をとりながら八街市民のために自衛隊とともに協力し合ったところでございます。

○京増藤江君

今答弁にありましたように、確かに自衛隊の方たちは本当に一生懸命やってくださったんです。ですから、災害が起きたときに、すぐにこういうことが必要なんだということで、自衛隊ときちんと必要な、市民の暮らしを守るそういう訓練もしていただくとか、そういうところでもぜひ普段から連携をお願いしておきたいと思います。

次に、②障害者世帯について伺います。

障がい者がおられる世帯での主な困りごとは何だったのか。また、それに対しどのように対応したのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者と同様に障がいのある方につきましても、「災害時避難行動要支援者名簿」を作成しております。対象者は、身体障害者手帳１級または２級を所持している者、療育手帳□、またはＡを所持している者、精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者を登録しております。また、本人等からの申し出により登録することもできます。

また、今回の台風災害では、医療的ケアが必要な方につきましては、個別に電話をかけまして、安否確認、困りごとの有無につきまして確認をいたしました。

障害福祉サービスを利用している方については、相談支援専門員が個別に電話、訪問等により、同様に安否確認、困りごとの有無について確認をいたしました。

また、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている１千３００人につきましては、登録者全員への電話、訪問等により安否確認、困りごとの有無についての確認をいたしました。

主な困りごとといたしましては、支援物資を取りに行けないというものが多くございました。

ので、訪問の際に安否確認と併せて支援物資を配布したところでございます。

そのほか、災害時避難行動要支援者名簿に登録されていない障がいのある方から、支援の申し出があった際には、個別に対応をいたしまして、安心していただいたところでございます。

○京増藤江君

障がい者の方々にお聞きしますと、身体障がい者の方、また知的障がい者の方の場合は、家族と一緒にいらっしゃることが多くて割と平穩に過ごせたと、こういう声が聞かれます。しかし、精神障がいの方たちについては、家族が昼間働きに行ったりして、一人で家にいるときに、情報が少なくてパニックになってしまったとか不安を感じたと、こういう声があります。また、停電で不安定になって入院した方、パニックになった方もあるというふうに聞いております。

今後についてですが、今まで災害を経験したほかの自治体をも参考にしながら、精神障がいの方々に対する支援のあり方について検討が必要と思うんですけれど、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

精神障がいをお持ちの方は、夜間に明かりのない生活が長く続くと精神状態が不安定になりやすいため、その不安が少しでも解消されるように、小まめな電話や訪問などで支援につないでいきたいと考えております。

また、昼間のみ独居になる精神障がいの方につきましても、同様に、個別に困りごとなどを伺いながら、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、乳幼児のいる世帯について伺います。

乳幼児がいる世帯で、停電が長引いた世帯の主な困りごとは何だったのか、またどのような対応をされたのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

乳幼児世帯への支援といたしまして、妊娠8カ月を超える妊婦79人、産婦及び新生児67人、1歳未満児271人を対象に、通電・停電エリアを問わず、電話掛けをいたしまして、健康状態の確認、生活上の困りごとがないかなどの聞き取りを行いました。

その結果、停電による暑さと断水により、「乳幼児と涼しい場所を求め、車中で過ごしている」、「水が出ないのでミルクが作れない」、「ガソリンが少ないので、おむつを買いに行けない」といった声が聞かれました。そのため、水、おむつ、ミルク、冷却シート、肌着などを準備した上で訪問活動を行いました。訪問した方からは、「安心いたしました」といった声をいただいたところでございます。

今後も、要支援者名簿の整理を日頃から行うなどして、支援が必要な方への連絡やニーズの把握が迅速にできるよう努めてまいります。

○京増藤江君

やはり、市からの訪問があつて本当に安心しましたという声は、乳幼児のいる世帯でも多く聞かれました。私が訪問したときには、生後3週間という赤ちゃんがいました。停電が始まったときには、まだ生まれて2週間もたたないような、そういう赤ちゃんが大きな災害に、生まれた途端に遭遇したというそういう中での職員の訪問は、本当に助かったということを、私もじかに感じております。こういう安心感を、ぜひこれからも市民の皆さんに与えていく、そういう施策をお願いしておきます。

次に、安心の国保税・介護保険料について伺います。

私は、この点については、仕事の上で所得が減ったというよりも、恒常的な低所得世帯に対する国保税や介護保険料の減免について伺います。

まず、国保税についてです。

平成30年9月議会において、恒常的な低所得世帯に対する減免を求めました。減免施策のあり方を検討する旨の答弁がありました。どのように検討されたのか。また、台風15号により被害を被って滞納せざるを得なくなった世帯に対し支援を求めますが、どうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

低所得世帯に対する国民健康保険税の負担軽減対策につきましては、八街市国民健康保険税条例及び八街市国民健康保険税減免要綱に則った減免制度がありますが、恒常的な低所得者に対する適用例がないことから、生活保護基準に基づく減免の適用について精査中でございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、台風15号により被災された方々に対する支援についてでございますが、住居等に甚大な損害をこうむった方々や、農作物に甚大な被害を受けた方々に、八街市国民健康保険税減免要綱の基準に基づいた保険税の減額措置を講じてまいります。

なお、災害等により納税者の財産に被害を受けるなど一定の要件に該当し、保険税を一時に納付することが困難と認められる場合には、原則として1年以内の期間ですが、徴収を猶予する制度がございます。

○京増藤江君

恒常的な低所得世帯に対する減免について、今やり方を精査中であるという答弁がありました。精査中ですからまだいろいろ詳しいことは決まっていないとは思いますが、所得額を生活保護基準、最低生活費との関係で決める、こういう必要があると思いますが、具体的にどのように考えておられるのか、伺います。

また、所得が恒常的に低い世帯が、今回の台風15号で家屋等に被害を被って滞納せざるを得ない、こういう世帯に対し、私は資格証明書の交付をやめるよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

まず、1点目の恒常的な低所得者の方に対します減免措置の現状の状況ですけれども、生活保護基準に基づく減免を行っております近隣の自治体の方から、その自治体の要綱等を参考にいただきまして、現在、本市の実施をどうするかというところを取りまとめている状況でございます。来年1月に開催を予定しております国民健康保険運営協議会の方に諮りまして、来年4月から、新たな要綱の実施という形で、今準備を進めているところでございます。

それから、2点目の資格証明書等々の件ですけれども、資格証明書につきましては、国民健康保険税の納付が滞ったからといって即座に切替をしているということではなくて、期限内の納付が難しい方には、その納付ができない事情などを伺った上で、その柔軟な対応に努めているところでございます。

その短期被保険者証あるいは資格証明書を交付しております主な目的といいますのは、納付相談の機会を確保するという点にございます。今後もその納付相談によりまして、未納がある方との接触をする機会の確保に努めまして、納付の意思あるいはその生活の状況というものを確認する中で、個々の事情に応じたきめ細かな対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今、恒常的低所得世帯に対する減免要綱について、新たにこれから考えるということですが、その中に私はぜひ入れていただきたいと思う内容があります。先ほども申し上げたんですけれども、生活保護基準、最低生活費との関係で決めていただきたい。例えば就学援助、子どもたちの就学援助の適用について、八街市では現在生活保護基準の1.5倍、これ以下の世帯では適用するというふうになっております。こういう基準をきちんと決めていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今、議員さんの方からご指摘がございましたように、生活保護基準の何倍にするかといったところが決まっていないと、じゃあどういう形で減免をするかということにつながっていきませんので、当然、その生活保護基準のどれくらいを目安にするかといったところは決める必要があると思います。ただ、県内で行っている自治体の状況を見ますと、生活保護基準の1.2倍から1.5倍とかというある程度幅がございます。ですので、本市に当てはめたときに、どの辺の倍率がいいのかといったところについては慎重に検討した上で、国民健康保険運営協議会の方に図ってまいりたいというふうに考えています。

○京増藤江君

八街市の場合は、この国保税の収納率も県下でも本当に悪いわけですから、せっかく作る要綱ですから、市民の暮らしにあった、少しでも払いやすい、そういう要綱にしていきたいと、強く要望しておきたいと思います。

また、資格証明書の交付についてですけれど、資格証明書を交付する理由というのは、納付相談を受けると、そういう目的もあるんだという答弁でした。この資格証明書を交付してい

る世帯は、毎年この間200世帯、そういう状況、またそれ以上になっていると思うんですけど、これらの世帯が納付相談に毎年どの程度見えているのか、伺います。

○国保年金課長（吉田正明君）

資格証明書の交付世帯の状況でございますが、過去3年を例にして申し上げますと、平成29年5月31日現在でございますと204世帯、それから平成30年5月31日で204世帯、本年の令和元年度5月31日現在でございますと200世帯という、ほぼ横ばい程度の状況かと思えます。

大変申し訳ございませんが、私、今手元の資料の方では、この資格証明書を交付されている方がどの程度納付相談に来られたかといったところにまでにつきましては、ちょっと資料として持ち合わせておりません。

○京増藤江君

毎年のように200世帯は資格証明書を交付しているんだけど、その目的は、納付相談にきていただくことがこの交付の目的であっても、どうなっているかわからない。これでは目的を果たすことはできないと思うんです。そして、特に、今回は台風15号の影響で、本当に皆さん疲れきっておられます。こういう中で、所得が低くて国民健康保険税を払いきれない方が、病院窓口で10割を払わなければならない。医療費10割を払わなければいけない。そういう資格証明書を交付されては病院に行くことはできません。この台風の被害の影響を最小限に抑えていくためにも、保険証を渡していく。資格証明書は、今回は交付しない、こういうことが必要だと思います。

この200世帯の方たちがどういう状況なのか、家庭を訪問してきちんと把握する必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

資格証明書につきましては、繰り返しになりますけれども、例えば納付期限から1年にわたって未納の保険税があつて、その納税相談にいつこうに応じないであるとか、納税相談の中で取り決めた納付を履行していただけない、こういった特別の事情があると判断できない世帯に対して交付をしておるものでございますので、今後、さらに納税相談の中で、生活実態というものを丁寧に伺う中で、滞納の解消に向けた継続的な納付が可能な納付方法の提案をしていくといったような形の中で、柔軟な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○京増藤江君

この資格証明書交付について、従来の方向であくまでもやっていくということですが、現在今までにないこの台風の被害を受けて、本当に皆さんもう限界だと。電気が3日来なくても大変だった。それが何日も続いた方々は本当にもう限界だと、こういう声があるわけです。そういう中で、所得が低くて資格証明書を発行されている。具合が悪くても病院に行けない。こんなことを放置しては絶対にいけないと思うんですよ。だから、私は資格証明書をどうしても発行するのであれば、きちんと訪問をして、どういう状況なのかを把握すべきだ

と思います。

先ほど、今回の要支援世帯に対して職員が訪問してくださったことが本当にうれしかったと、そういうことの答弁もいただき、私もそのとおりだと、そんなふうに思いました。ですから、これを私は台風被害、台風の結果を見て質問をしているわけです。そして、今回はぜひ資格証明書を本当に発行していいのかどうか、このことについて判断をしていただきたい。市長、この点についていかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

ですので、今回の台風で未納があったからといって、必ずしも私の方は資格証明書を出すということは申し上げておりません。

先ほどから申し上げていますように、その資格証明につきましては、特別な事情があるとは判断できない世帯に対して交付をしているものでございますので、その点は十分に納税相談の中でお話を聞かせていただいた中で、柔軟な対応をしてみたいということでございます。

○京増藤江君

これは、この資格証明書を交付されている方が、台風の被害の結果、資格証明書になったということを私は言っているわけではありません。今まで資格証明書を交付されている方で、お金があつて国民健康保険税を払わない、そういう世帯に対しては、私は問題にはしません。しかし、恐らく所得がなくても国民健康保険税を払わなければならないわけですから、そういう世帯に資格証明書が多く発行されていると思うんですよ。ですから、そういう方は普段でも大変な思いをされている。しかし、今回の台風の結果で本当に疲れきっているのではないか。そういう方に、そういう世帯に資格証明書を発行していいのかどうか、これを私はお聞きしているわけです。

ですから、私は市長にお聞きしたいんです。市長、この点についてどう考えておられるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

実は、そういった件につきましては、職員も丁寧に相談に応じておりまして、今後ともそうした努力は重ねてまいりたいというふうに思っておりますし、実は、市長会といたしまして、大規模自然災害の被災地における国民健康保険の保険税の減免、一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じるということで、決議しております。

こうしたことは、市長会の願いでありますし、ぜひ京増さんも多くの国会議員にこうしたことを伝えて、国会決議してもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○京増藤江君

それは、私たち共産党は国会議員にもお願いをしています。要望書も出しています。でも、今、私が市長にお聞きしたのは、八街市で今市民が大変な思いをしているときに、資格証明書を出していいのかどうか。出すとしたら、本当にこの災害のときに支援が必要な世帯を1軒1軒訪問してくださって喜ばれたと、こういうことができるわけですから、この資格証明

書を発行されて病院に行きたくても行けない、こういう世帯があるかもしれない、そういう想像力を働かせて、私は1軒1軒訪問をするよう求めたいと思います。強く求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、介護保険料について伺います。

生活保護基準に基づく減免について、ほかの自治体の状況などを調査して検討することになっていると思いますけれど、保険料の収納率は県下最低クラスが続いているのが本市です。このような本市では、率先して取り組む必要があると思いますが、どのように検討されているのか伺います。また、台風15号による住宅等への被害により、保険料を滞納をせざるを得なくなった人への具体的な支援を求めますけれど、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

低所得世帯の介護保険料の軽減につきましては、本年10月より、保険料軽減強化策といたしまして、保険料段階第1段階の保険料基準額に対する割合が0.45から0.375に引き下げられて、2万3千700円となっております。

来年度においては、さらなる軽減強化策として、基準額に対する割合が0.3に引き下げられて、1万8千900円に減額される予定となっております。

また、生活困窮者の方への対応につきましては、納付相談の際に、親切・丁寧な聞き取りを行いまして、本人の生活状況の把握に努め、介護保険料を支払うことにより、生活が著しく困窮してしまうことが想定される場合は、生活保護担当課へつなげていく対応を引き続き行ってまいります。

なお、今回の台風15号に伴う災害の保険料の減免や徴収猶予の対応につきましては、本市の減免取扱基準等に基づき対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

介護保険料、この第1段階の方たち、この中には月額年金額1万5千円以下の方も含まれているわけです。そして、所得が低いために介護保険料が納められない方については生活保護につなげていくんだと、今、先ほども市長から答弁があったんですけど、実際には今まで所得が低くて介護保険料を滞納している方を生活保護につないだと、そういうことはほとんどないと、わからないというような答弁だったと思うんです。ですから、実際にこの所得が低い方たちにどうするのか。減免をしていくのか、それとも本気になって生活保護につないでいくのか、このことが今求められていると思います。

誰もが安心して介護サービスを受けられるようにしなければなりません。そのためには、保険料を納めなきゃ受けさせないよと、強く言っているわけじゃありませんけれど、ペナルティーがちゃんと用意されています。ですから、所得が恒常的に低い方々を本当に生活保護につないでいくのか。この間、生活保護につないだ方がおられるのか。このことをお伺いします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

滞納されている方が、私どもの方の窓口にいらっしゃったときに、職員の方で親切・丁寧な聞き取りを行いまして、生活レベルが生活保護ぎりぎりという方に対しては、生活保護の担当窓口へつないでおります。

ただ、その方が、その後生活保護になったかどうかという、そこまでの追跡調査というのは、うちの方では把握しておりません。

○京増藤江君

今までも同じような答弁だったと思うんですね。そして、その結果、八街市の介護保険料の収納率は県下でも最低クラスが続いているわけです。本当に所得が低い方たちが、苦しみから救われていない、そういう状況が続いていると思います。月に年金額1万5千円以下でどうやって暮らすのか。私も介護保険のペナルティーの状況を見ていると、本当に冷たい制度だなとも思っています。だからこそ、八街市では、所得が低くて納められない人に対してどうやって救っていくのか。それをしっかりと考えて実行していただきたいと思います。

そのことを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了いたします。

議員の皆様申し上げます。本日、桜田議員の一般質問中の発言については、後刻、発言を調査して、不穏当発言があった場合には善処いたします。

本日、この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。本日の会議はこれで終了いたします。

明日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時58分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問